

平成 22 年度障害者総合福祉推進事業

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した 知的障害者等の地域生活移行を支援する職員 のための研修プログラム開発に関する調査研究

報 告 書



独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

目 次

はじめに	1
調査研究事業計画	5
調査研究事業報告（概要）	8
I. 研修プログラム	13
II. 連続オープン研修	177
III. 実態調査結果	181
IV. 試行的職員研修結果	201
V. 矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活移行のための 支援事業に対する課題	217
VI. 資 料	
1. 実態調査自由記載内容	223
2. 平成21年度矯正統計（抜粋）	249
3. 合同支援会議（様式）	253
4. アセスメント表（入所時調査様式）	255
VII. 研究検討委員会名簿	257
VIII. 参考文献	261

はじめに

当法人は、最近、障害者などをめぐり重要な政策課題とされ、また、福祉関係者と法務関係者の間で高い関心が寄せられている矯正施設等を退所した知的障害者等の支援について、平成20年度から調査研究事業に取り組んでいます。

平成20年度においては、そのテーマを「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」として、次の三つの柱による調査研究を行いました。

- ①罪を犯した知的障害者を実際に受入れ、地域生活移行に向けたモデル的な支援を実践する。
- ②その実践を踏まえつつ、法務と福祉の橋渡し役を担う「地域生活定着支援センター」の仕組みや機能に関して提言する。
- ③これらの研究の成果について情報発信をするためのセミナーを開催する。

また、平成21年度においては、「地域生活定着支援センター」事業が開始され、矯正施設退所者を実際に受入れる福祉施設も次第に増えることが見込まれること、しかし、受入れ後の地域移行に向けた効果的な支援方法、さらに地域に定着するための効果的な支援方法は未整理であり、支援の現場では試行錯誤で取り組むことを余儀なくされていることなどを勘案し、地域移行、地域定着に向けた支援のためのプログラムを開発することとしました。

すなわち、福祉施設等において先駆的に取り組んだ事例を収集・分析し、矯正施設から福祉施設への受入れ、福祉施設における地域移行に向けた支援、さらに地域に移行後の定着支援までを一連の流れとして捉えた支援プログラムを開発しました。

なお、この支援プログラムの開発の議論を進めるにあたっては、次の二点を前提としました。

- ①支援プログラムの開発の目的は、「矯正施設等を退所した知的障害者等が福祉の支援を受けることにより地域で自立した生活を営むこと」を目指すものであり、再犯の防止を直接の目的とするものではないこと。
- ②再犯の防止を目的とするものではないが、福祉施設等における支援目標の設定と個別支援計画の作成にあたっては、丁寧なアセスメントの実施により犯罪行為に至った要因をできる限り把握した上で、犯罪行為を誘発しないような環境調整、さらには、本人の問題解決に対するゆがみ（「認知」のゆがみ）を修正するための教育・訓練などを一部組み込む必要があること。

以上のような経過を経て、平成22年度においては、矯正施設等を退所した知的障害者等を受入れた障害者施設などにおいてその支援に中心的な役割を担う

職員の養成に焦点を当て、次の三つの柱からなる研究事業を行うこととしました。

- ①福祉施設やグループホームなどで矯正施設等の退所者を実際に受入れ、支援プログラムを実践する場合に、支援の中心的な役割を担う職員を養成するための研修プログラムとテキストを開発すること。
- ②全国の知的障害者入所施設を対象に、矯正施設等の退所者の受入れ実態、受入れたときの課題、支援に関する研修で特に関心のある項目などについて実態調査を行い、その結果を研修プログラムとテキストの作成に反映させること。
- ③本研究事業の成果について情報発信をするためのセミナーを開催するとともに、セミナーのプログラムの一部として、開発した研修プログラムうち中核となるテーマについて講義を試行的に行うこと。

本研究事業を進めるにあたり、矯正施設を退所した知的障害者等の支援に先駆的に取り組んでいる施設、相談支援センター、地域生活支援センター、自治体等の職員の方々、学識経験者などを委員とする研究検討委員会を設置し、厚生労働省及び法務省の担当官の方々にもオブザーバーとしてご参加いただきました。

本研究検討委員会は4回開催され、研修プログラムとテキストの骨子、具体的な記述内容等についてご議論いただき、ご助言をいただきました。

また、のぞみの園職員と外部の関係者を対象に一コマ150分、11回にわたる連続的な研修会を講義方式で試行的に開催するとともに、開催の都度、研修内容と実践事例との対比による検証を行い、その結果を研修プログラムとテキストの作成に反映させました。

さらに、上記②の実態調査のうち研修が必要な項目に関する調査において必要との回答の比率が高かった項目は、テキストの「福祉施設が支援する意義」、「チームケアの方法とキーパーソンの役割」、「知的障害のある場合の犯罪の特徴と傾向」、「具体的支援技術」などの箇所ですべて盛り込みました。

このようにして研修プログラムとテキストを平成22年度の報告書としてまとめましたが、福祉施設等で矯正施設等の退所者の支援に中心的な役割を担う職員は当面この程度の知識と技術を習得してほしいという内容に止まっており、言及している分野の広狭、各項目の説明内容の精粗などについて、いろいろとご意見などがあることと思います。

今後、研修会を初級コース、中級コース、上級コースと分化させることとし、コース別の研修プログラムとテキストの作成を検討していきたいと考えていますが、本報告書に対して寄せられたご意見などは、その際に大いに参考にさせていただきます。



本年2月23日・24日の日程で、「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援に向けて Part 3」のテーマの下にセミナーを開催しました。

このセミナーは3回目となりますが、これまでと同様に40に近い都道府県から多数の福祉関係者、法務関係者にご参加いただきました。今回は特に地域生活定着支援センターからの参加者が大幅に増加しました。また、今回は、2日目の日程で、研修プログラムうち中核となる3テーマについて試行的に講義を行った後、参加者からの質問に講師が答えるコーナーを設けました。反社会的行動と脳神経の発達との関係、支援にあたる職員の理念の統一の方法、具体的な支援体制の作り方などに関する質問が多数寄せられ、参加者の皆様の関心の高さが確認できました。

本報告書には、全国各地の関係者の皆様が直面している課題の解決に資するヒントや日頃抱いている疑問への回答が種々盛り込まれているはずです。本報告書が大いに活用され、矯正施設等の退所者の地域定着の進展に寄与することを期待しています。

平成23年3月

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

理事長 遠藤 浩

調査研究事業計画

1. 研究目的

刑務所、少年院等の矯正施設を退所した知的障害者等に対して、地域生活への移行に向けた効果的な支援をいかに行うかが社会的課題となっています。国においても平成21年度から、矯正施設と福祉施設等との調整を行い、福祉サービスにつなげるコーディネイト役を担う「地域生活定着支援センター」事業が開始され、矯正施設退所後の地域での支援体制作りが各地で広がりつつあります。

こうした中、速やかな地域生活移行に向けての大きな鍵となるのが、社会生活への適応支援を担う福祉施設等の役割です。しかし、効果的な支援方法については整備されておらず、どのように取り組むべきか手探りの状況でした。そこで当法人では、平成21年度は、地域の受け皿づくりを進めることを目的として、福祉施設等における地域生活移行につなげる支援の実践事例を収集・分析し、効果的な支援プログラムの検討・開発を行いました。

今年度は、平成21年度に開発した支援プログラムをもとに、矯正施設を退所した知的障害者等の受け皿となる福祉施設・ケアホーム・グループホームで、地域生活移行・定着支援にあたる指導的な立場にある職員への研修プログラムの開発に取り組みました。

この研修プログラムを開発することにより、統一的な職員研修事業が進められ、支援技術の向上と人材育成を図り、また、地域生活定着支援センターと連携することで、矯正施設を退所した知的障害者等の受入れを促進するとともに、相談地域の受け皿作りを進め、国の施策の推進に資することを目的としました。

2. 研究内容

下記の方法と手順により、矯正施設を退所した知的障害者等の支援にあたる指導的な立場にある職員のための研修プログラムを開発する。

(1) 国立のぞみの園研究チームの設置及び試行的研修の実施

効果的な支援プログラムに関する調査・研究を行うため、法人内に支援員、研究員、事務員で構成した「矯正施設を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)」を立ち上げた。また、効果的な支援を行うため、福祉施設等の職員に必要と考えられる知識・技術習得のための「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行の支援に関する連続オープン研修」を、当法人の職員等を対象に試行的に開催し、プロジェクトチーム内に設置した研究チームにより研修項目・内容について検討し、研修プログラムの素案を作成する。

(2) 実態調査

連続オープン研修の内容と受講者のアンケートを研究チームで検討し、作成した研

修プログラムの素案をもとに、全国の障害福祉施設に対して、矯正施設を退所した知的障害者等の支援のために研修が必要と思われる項目・内容及び現在の支援状況、課題等について調査を行う。

(3) 研究検討委員会による検討

外部の有識者や研究チームの職員等で構成した研究検討委員会を設置し、(1)(2)の結果にもとづき、研修プログラムについて検討する。

3. 研究の実施体制

本調査研究を実施するため、国立のぞみの園主催の「研究検討委員会」を設置し、本調査研究の進捗状況や調査した結果の分析と課題の整理、研修プログラムの検討及び検証等を行う。

(1) 研究検討委員会の構成

- ① 委員 矯正施設を退所した知的障害者等の支援を先駆的に取り組んでいる機関、障害福祉施設、救護施設、ケアホーム運営事業所、更生保護施設、地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、行政等で実際に支援に携わっている職員及び学識経験者
- ② アドバイザー 厚生労働省及び法務省の行政担当者、保護観察所の職員

(2) 開催予定 平成22年7月に設置し、3回程度開催する。

(3) 事務局 国立のぞみの園内に設置する。

(矯正施設を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム・研究チーム)

4. 成果の公表計画

(1) 報告書の作成

検討結果等をまとめた研究報告書を作成する。(平成23年3月)

研修プログラム及びテキストとして受講者用及び指導者用を作成する。

(2) セミナーの開催(モデル的指導者研修)

研究結果等を踏まえ、全国の関係者の参加を得て、下記の要領でセミナーを開催し、矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援事業の全国的な普及に向けた啓発を行うとともに、研究成果を踏まえて作成した研修として、プログラムを構成することにより、行政関係者、福祉施設等の職員の知識と支援技術の向上を図る。

- ① 対象 法務省・厚生労働省、県、市町村等の行政関係者、福祉施設・事業所、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター、矯正施設、保護観察所、更生保護委員会、更生保護施設の関係者など

- ② 開催時期 平成23年2月
- ③ 開催場所 群馬県高崎市

I 研修プログラム

1. 研修プログラムの目的	15
2. 研修プログラム開発の必要性	15
3. 研修対象者	15
4. 研修内容	15
5. 研修プログラム（項目）	17
6. 研修テキスト（概要）	18
7. 研修テキスト（指導者用）	21
8. 研修テキスト（受講者用）	103

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラム開発に関する調査・研究

1. 研修プログラムの目的

福祉施設等において矯正施設を退所した知的障害者等に対して、地域生活への移行に向けた支援をするため、支援にあたる職員の知識・技術の習得のための研修で必要と思われる項目・内容をとりまとめ、研修プログラムを開発し、実際の研修会で効果的に活用できることを目的とする。

2. 研修プログラム開発の必要性

福祉施設等では、矯正施設を退所した知的障害者等の受入れについて、支援方法への不安から、なかなか受入れが進まない現状である。このため、平成21年度に国立のぞみの園で開発した支援プログラムをもとに研修プログラムを開発し、職員研修を実施することにより、支援技術の向上と人材育成が図られ、矯正施設を退所した知的障害者等の受入れの普及・啓発が期待できる。

3. 研修対象者

福祉施設・グループホーム・ケアホームにおいて、矯正施設を退所した知的障害者等に対して、地域生活移行に向けて支援する指導的な立場にある職員への研修

- (ア) 対象者の個別支援計画の策定
- (イ) 対象者の支援にあたる職員の指導
- (ウ) 地域生活支援（ケアホーム等）の中で支援のキーパーソンとしての役割

4. 研修内容

- (1) 研修内容
 - ① 研修プログラムに基づき、支援技術習得のための講義と個別支援計画作成のための演習を主とした研修を行う。
 - ② 研修日程は2泊3日程度とし、1年に1回、3段階（初級・中級・上級（実務経験を踏まえ、徐々に演習内容のレベルアップを図る。））に分けて研修を行う。
- (2) 研修方法
 - ① 講義について
研修項目から選択して実施する。

今回開発したテキストは、各項目を総合的にまとめたものであり、詳細な説明を必要とする上級編については次年度以降において作成していく予定である。

② 演習について

事例を検証し、個別支援計画の作成を行う。

* 事例については、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」(平成21年国立のぞみの園)から選定する。

* グループ討議の方法

- ・ブレインストーミング方式をとり、他者の意見を排除しない自由討論する。
- ・メンバーは、5～7人程度とし、司会・発表者・記録者を選出する。
- ・グループには助言者を配置するが、最小限の発言にとどめる。

(3) 研修プログラム(案)

[初 級]

1日目	開 会	主催者挨拶
	講 義	福祉施設が支援する意義 支援体制の構築(支援理念の統一と方法)
2日目		知的障害がある場合の犯罪の特徴と傾向 アセスメント
	演 習	①研修会主催者がアセスメント・個別支援計画書の事例を用意し、説明する。 ②研修会主催者がアセスメントの事例を用意する
3日目		③参加者個人・グループで検討する。 ④個別支援計画を作成し、グループ毎に発表する。
	閉 会	修業証書授与

[中 級]

1日目	開 会	主催者挨拶
	講 義	支援体制の構築(チームケアとキーパーソン) アセスメント
2日目		個人情報共有と管理 具体的支援技術
	演 習	①研修会主催者がアセスメントの事例を用意する。 ②参加者個人・グループで検討する。 ③個別支援計画を作成し、グループ毎に発表する。
3日目	閉 会	修業証書授与

[上 級]

1日目	開 会	主催者挨拶
	講 義	支援体制の構築(支援者へのサポート) 具体的支援技術の検討
2日目		刑事司法手続き・更生保護制度・福祉施策について
	演 習	①研修会参加者が自分で体験した事例を持ち寄り、発表する。 ②代表的な事例について参加者個人・グループで検討する。 ③グループ毎に発表する。
3日目		④第2段階修了者は、第1・2段階のグループ討議に参加し助言する。
	閉 会	修業証書授与

5. 研修プログラム（項目）

知識を得るために講義が必要と考えられる項目

分野	内容	研修実施上の目標	テキストでの対応		
事業の意義	事業の意義	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設における知的障害がある受刑者の実態と特徴 福祉施設が支援する意義 	<ul style="list-style-type: none"> 矯正統計における知的障害がある受刑者の実態と特徴 統計的な現状を確認する。 罪を犯した知的障害者へ地域生活支援における、福祉施設サービスの意義・役割・位置づけを確認する。 	第1部	
	制度	<ul style="list-style-type: none"> 刑事政策について（刑事司法手続） <ul style="list-style-type: none"> 少年関係 <ul style="list-style-type: none"> 非行少年に対する手続の流れ 少年に関する手続の流れ 少年処遇の流れ 少年分類処遇制度 成人関係 <ul style="list-style-type: none"> 逮捕後の手続の流れ 刑事司法における犯罪者（成人）に対する流れ 成人に関する手続の流れ 受刑者処遇の流れ 更生保護制度について <ul style="list-style-type: none"> 更生保護制度について <ul style="list-style-type: none"> 矯正施設と更生保護 更生保護の社会資源 生活環境の調整 仮釈放 保護観察 応急の救護及び更生緊急保護 更生保護施設 指定更生保護施設 福祉施策について（矯正施設を退所した知的障害者への支援） <ul style="list-style-type: none"> 政府全体の計画 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 障害者基本計画・重点施策5カ年計画 法務省における施策 <ul style="list-style-type: none"> 矯正施設における取組 特別調整 更生保護における取組 連絡協議会 厚労省における施策 <ul style="list-style-type: none"> 地域生活定着支援センターの概要 地域生活定着支援センターの業務内容 地域生活移行個別支援特別加算 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事司法手続の大まかな流れをつかむ 特に少年院・刑務所といった矯正施設内での処遇の実際を知ることで、生活経験を通じた出所者の理解する。 保護観察制度と保護観察所の役割、更生保護施設の役割を中心に学ぶ。 地域生活定着支援センターをはじめとする、矯正施設を退所した障害者等への法務省・厚労省の施策を理解する。 犯罪の特徴について理解する。 	第4部	
知的障害と犯罪	知的障害の障害特性 犯罪に至る要因 犯罪特性(特徴と傾向)	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害がある場合の犯罪の特徴と傾向 犯罪に至る要因の理解 知的障害がある人の犯罪行為の理解 矯正施設での処遇経験への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪に至った要因として環境的な要因と本人の認知のゆがみを中心とする個人の内部要因があることを理解する。 受刑者が知的障害がある場合の犯罪の特徴について理解する。 	第2部	
支援体制	支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 支援理念の統一と方法 <ul style="list-style-type: none"> なぜ罪を犯した者を支援するのか 支援者の価値観の統一 本人との距離感（共感と対等） 権利擁護とエンパワメント 犯罪被害者・家族への心理解 チームケアとキーパーソンの役割 <ul style="list-style-type: none"> 支援者の概念 チームの構成 キーパーソンの役割 支援者へのサポート <ul style="list-style-type: none"> 支援者をサポートする（個別的なサポートとスーパービジョン） 支援者の安全確保とサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 支援にあたって、支援者個人および支援機関が統一しておくべき理念、価値観を確認する。 権利擁護と本人の持っている力を尊重した支援することを確認する。 支援者そのものがロールモデル（役割見本）であり、環境の一部であり本人の行動の基準になっていることを確認する 支援体制を施設内、地域生活にむけてどのように作るのか、多機関・多職種による連携を基本とし、キーパーソンの役割について考える。 支援者自身の安全確保と個人情報の保護の方法を学ぶ 「燃え尽きない」「抱え込まない」について確認する。 	第1部	
	個別支援計画	個別支援計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント <ul style="list-style-type: none"> 目的 手順 情報源 いくつかの注意点 情報の分析・評価・検討 個人情報の共有と管理 <ul style="list-style-type: none"> 情報の保護集 収集した情報の共有と管理 個別支援計画の作成（演習） <ul style="list-style-type: none"> 支援計画の作成と実践 事例に基づく演習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報をアセスメントする上でのポイントの検討 公的機関からの情報提供、合同支援会議などを用いた対象者についての情報収集の方法を学ぶ 罪名に惑わされず、犯罪に至った要因を的確に見出す方法を検討する。 収集した情報の適切な管理、個人情報保護のための具体的な留意点を確認する アセスメントをもとにした個別支援計画書の作成について、具体的支援目標・目標達成のための支援方法の設定を中心に学ぶ。 個別支援計画の実施と見直しについても取り扱う。 設定した事例に基づき演習を行う 	第3部
	具体的支援技術	具体的支援技術	<ul style="list-style-type: none"> 環境的要因への働きかけと個人への治療・教育・訓練 対象者との関係形成とコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすく伝えることの重要性を具体的支援方法から学ぶ 	

6. 研修テキスト（概要）

第1部 事業の意義

分野	項目	
I. 事業の意義	1. 福祉施設が支援する意義	(1) どんな人を対象としているのですか？ (2) 矯正統計における知的障害がある受刑者の実態と特徴 (3) 福祉施設が支援する意義 ①一時的な住まいの場としての機能 ②地域生活に向けてのリハビリ機能
II. 支援体制の構築	1. 支援理念の統一と共有（権利擁護の視点）	(1) なぜ罪を犯した者を支援するのか (2) 支援者の価値観の統一 (3) 権利擁護とエンパワメント (4) 本人との距離感（共感と対等） (5) 犯罪被害者・家族への心情理解
	2. チームケアとキーパーソン	(1) 支援員の問題 (2) チームの構成 (3) キーパーソンの役割
	3. 支援者へのサポート	(1) 支援者へのサポート（個別的なサポートとスーパービジョン） (2) 支援者の安全確保とサポート

第2部 犯罪との関わり

分野	項目	
I. 犯罪に至る要因	1. 知的障害がある場合の犯罪の特徴と傾向	(1) 犯罪に至る要因 (2) 知的障害がある人の犯罪行為の理解 (3) 矯正施設での処遇経験の理解

第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術

分野	項目	
I. 個別支援計画の立案	1. ケアマネジメント 2. アセスメント	(1) ケアマネジメント (1) 目的 (2) 手順 (3) 情報源 (4) いくつかの注意点 (5) 情報の分析・評価・検討
	3. 個人情報の共有と管理	(1) 個人情報の保護 (2) 情報の共有（開示）
	4. 個別支援計画の作成	(1) 支援計画の作成と実践
	II. 具体的支援技術	1. 具体的支援技術

第4部 これだけは知っておきたい制度

分野	項目	
I. 刑事司法手続き	1. 少年関係	(1) 非行少年に対する手続きの流れ (2) 少年に関する手続きの流れ (3) 少年処遇の流れ(例) (4) 少年分類処遇制度
	2. 成人関係	(1) 逮捕後の手続きの流れ (2) 刑事司法における犯罪者に対する流れ (3) 成人に関する手続きの流れ (4) 受刑者処遇の流れ (5) 処遇指標の区分及び符号別人員
II. 更生保護制度	1. 矯正施設入所者と更生保護	
	2. 更生保護の社会資源	(1) 法務省保護局 (2) 地方更生保護委員会 (3) 保護観察所 (4) 更生保護を担う職員 (5) 更生保護の民間の担い手
	3. 生活環境の調整	
	4. 仮釈放等	(1) 仮釈放等の種類 (2) 仮釈放等の許可基準
	5. 保護観察	(1) 保護観察の目的・種類 (2) 保護観察の方法
	6. 応急の救護等及び更生緊急保護	
	7. 更生保護施設	
	8. 指定更生保護施設における特別処遇の概要	
III. 刑事施策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援	1. 政府全体の計画	(1) 犯罪に強い社会の実現りのための行動計画2008 (2) 障害者基本計画
	2. 法務省における施策	(1) 矯正施設における取り組み (2) 特別調整の概要 (3) 更生保護における取り組み (4) 連絡協議会について
	3. 厚労省における施策	(1) 地域生活定着支援センターの概要 (2) 地域生活定着支援センターの業務内容 (3) 地域生活移行個別支援特別加算

指導者用

福祉サービスを必要とする矯正施設を退所した知的障害者等
の地域生活支援に向けて

障害施設職員研修用テキスト

～ 施設の指導的立場の職員の皆さんへ～

目次

Contents

❖第1部 事業の意義

I. 事業の意義	
1. 福祉施設が支援する意義	
(1) どんな人を対象としているのですか?	29
(2) 矯正施設における知的障害がある受刑者の実態と特徴	33
(3) 福祉施設が支援する意義	37
①一時的な住まいの場としての機能	37
②地域生活に向けてのリハビリ機能	37
③一般社会での生きづらさの回復機能(精神的安定).....	38
II. 支援体制の構築	
1. 支援理念の統一と方法(権利擁護の視点)	
(1) なぜ罪を犯した者を支援するのか	39
(2) 支援者の価値観の統一	39
(3) 権利擁護とエンパワメント	40
(4) 本人との距離感(共感と対等)	41
(5) 犯罪被害者・家族への心情理解	41
2. チームケアの方法とキーパーソンの役割	
(1) 支援員のコセ念	42
(2) チームの構成(チームケア).....	43
(3) キーパーソンの役割	44
3. 支援者へのサポート	
(1) 支援者へのサポート (個別的なサポートとスーパービジョン).....	46
(2) 支援者の安全確保とサポート	46

❖第2部 犯罪との関わり

I. 犯罪に至る要因	
1. 知的障害がある場合の犯罪の特徴と傾向	
(1) 犯罪に至る要因の理解	51

(2) 知的障害がある人の犯罪行為の理解	53
(3) 矯正施設（刑務所）での経験への理解	54

❖第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術

I. 個別支援計画の立案	
1. ケアマネジメント	57
2. アセスメント	
(1) 目的	58
(2) 手順	58
(3) 情報源	58
(4) いくつかの注意点	59
(5) 情報の分析・評価・検討	59
3. 個人情報（経歴）の共有と管理	
(1) 個人情報の保護	61
(2) 情報の共有（開示）	61
4. 個別支援計画の作成	
(1) 支援計画の作成と実践	62
II. 具体的支援技術	
1. 具体的支援技術	
(1) 「環境的要因への働きかけ」と「個人への治療・ 教育・訓練を通じた働きかけ」	63
①環境的要因 ②個人的要因	
(2) 対象者との関係形成とコミュニケーション （わかりやすく伝えることの重要性）	64
①禁止だけでなく、代替行動を示す ②スケジュール	
③遵守事項 ④トークン ⑤役割 ⑥ミーティング	
⑦コミュニケーションに関する課題	
⑧わかりにくい言葉の例	

❖第4部 これだけは知っておきたい制度

I. 刑事司法手続き	
1. 少年関係	
(1) 非行少年に対する手続きの流れ	75
(2) 少年に関する手続きの流れ	76
(3) 少年院処遇の流れ(例)	77
(4) 少年院分類処遇制度	77
2. 成人関係	
(1) 逮捕後の手続きの流れ	79
(2) 刑事司法における犯罪者(成人)に対する流れ	80
(3) 成人に関する手続きの流れ	81
(4) 受刑者処遇の流れ	82
(5) 処遇指標の区分及び符号別人員	82
II. 更生保護の制度	
1. 矯正施設入所者と更生保護	84
2. 更生保護の社会資源	84
3. 生活環境の調整	87
4. 仮釈放等	87
5. 保護観察	88
6. 応急の救護等及び更生緊急保護	89
7. 更生保護施設	89
8. 指定更生保護施設における特別処遇の概要	91
III. 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した 知的障害者への支援	
1. 政府全体の計画	
(1) 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	93
(2) 『障害者基本計画』	94
2. 法務省における施策	
(1) 矯正施設における取り組み	94
(2) 特別調整の概要	95

(3) 更生保護における取り組み	95
(4) 連絡協議会について	96
3. 厚生労働省における施策	
(1) 地域生活定着支援センターの概要	97
(2) 地域生活定着支援センターの業務内容	97
(3) 地域生活移行個別支援特別加算	100

第 1 部

事業の意義

I 事業の意義

1. 福祉施設が支援する意義

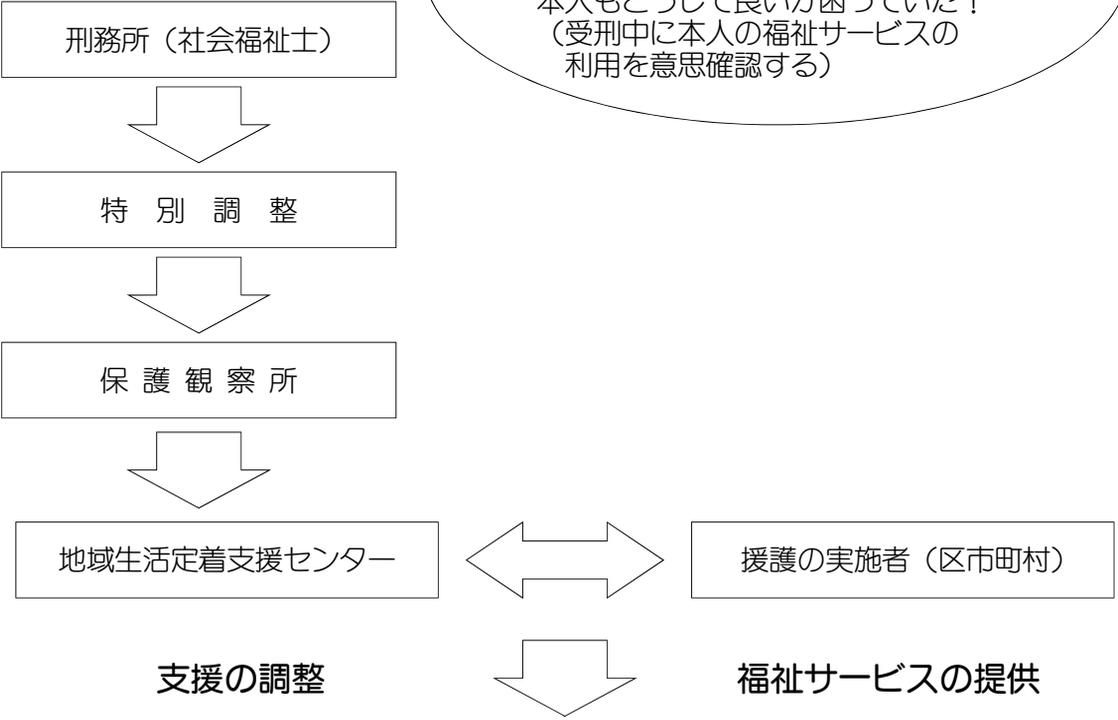
(1) どんな人を対象としているのですか？

事例 1

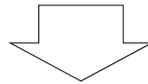
28歳 男性 IQ48

- 生育歴 両親とも少年の時に他界、姉夫婦に育てられる。
- 逮捕前の生活 土木作業員として、各地を転々とする。
従業員宿舎で生活する。
収入は、パチンコとお酒の購入にあてる。
昔からの唯一の友達に対して小遣いを気前よく支払う。
借金の肩代わりや車上荒らしの見張り役などを経験。
生活費が無くなると車上荒らしや万引きを繰り返す。
受刑経験3回
- 逮捕時 所持金1,600円、お腹がすいて菓子パン3個を万引きする。
- 受刑 前刑の執行猶予分を含め懲役1年8ヶ月
- 帰宅先 ここまで何度も警察沙汰になっているために受入拒否。
本人も帰ることを希望していない。
- 福祉サービス 療育手帳 無（福祉との関わりがない）
援護の実施者は、本籍地で姉の住所地が担うことになる。

このまま満期で刑務所を退所したら
住む場所もお金も無し!!
相談する相手も無し!!
ホームレスになることや再犯が心配!!
本人もどうして良いか困っていた!
(受刑中に本人の福祉サービスの
利用を意思確認する)



- アセスメント 生育歴などから罪に至った要因・環境
地域生活を送るための本人のニーズ
- 個別支援計画 罪に至った要因の軽減・調整
地域での支援体制づくり
- 生活の場 障害福祉施設
安心できる場所
生き直しのきっかけ
健康管理
なんでも相談できる環境
(毎日の本人とのミーティング・日記を書くこと)
- 所得保障 年金等受給・国民健康保険加入
- 生活技術支援 社会生活能力(コミュニケーションの習得)
金銭管理・余暇活動支援
- 就労支援 就労移行支援(体力作り・ハローワーク登録・職場実習・仕事探し)



地域移行へ

(施設入所から7ヶ月後)



○生活の場 出身地のケアホーム

○日中活動 清掃会社の臨時雇用
3ヶ月後に契約社員
(障害基礎年金受給)



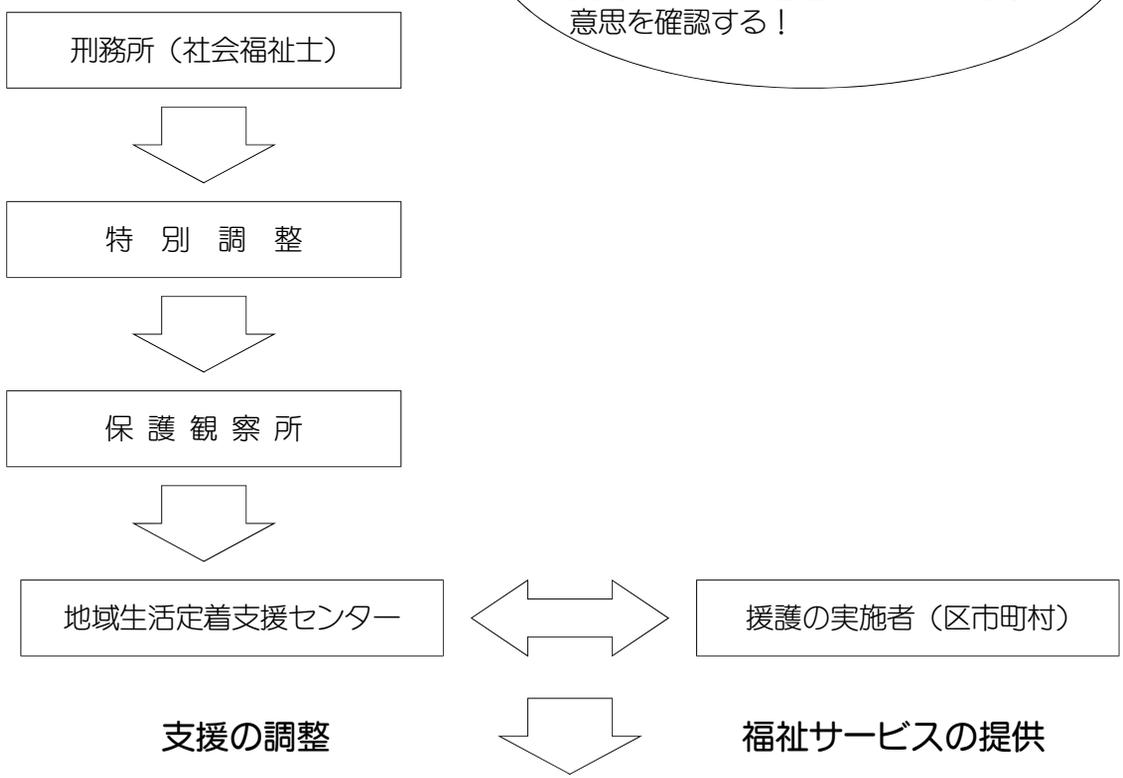
○支援チーム ケアホーム運営事業所
雇用主・福祉事務所
出身施設・本人
相談支援専門員

事例 2

25歳 男性 IQ55

- 生育歴 両親は本人が3歳の時離婚、母親に引き取られる。
母親は本人が4歳の時に再婚、義父は厳しかった。
15歳の時に実父でないことを知り、関係がうまくいかなくなる。
母親が18歳の時に他界し、以後家に寄りつかなくなる。
義弟はいるが、本人との関係は拒否的である。
- 逮捕前の生活 新聞配達店に住み込みで勤めるが、飽きてすぐ辞め、その後は職を転々とする。(ホームレスも経験する)
収入は、パチンコとお酒の購入にあてる。
生活費が無くなると車上荒らしや万引き・賽銭窃盗を繰り返す。
受刑経験2回
- 逮捕時 所持金4,000円、賽銭窃盗の現行犯で逮捕される。
- 受刑 執行猶予分を含め懲役1年3ヶ月
- 帰住先 受入拒否・本人も帰ることを希望していない。
- 福祉サービス 療育手帳 無(福祉との関わりがない)
援護の実施者は、義父のの住所地が担うことになる。

このまま満期で刑務所を退所したら
住む場所もお金も無し!!
相談する相手も無し!!
退所後すぐの再犯が心配
受刑中に本人の福祉サービスの利用の
意思を確認する!



○アセスメント 生育歴などから罪に至った要因・環境
地域生活を送るための本人のニーズ

○個別支援計画 罪に至った要因の軽減・調整
地域での支援体制づくり

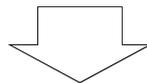
○生活の場 障害福祉施設
安心できる場所
生き直しのきっかけ
健康管理

眼鏡購入・皮膚科治療
なんでも相談できる環境
(毎日の本人とのミーティング・日記を書くこと)

○所得保障 年金等受給・国民健康保険加入

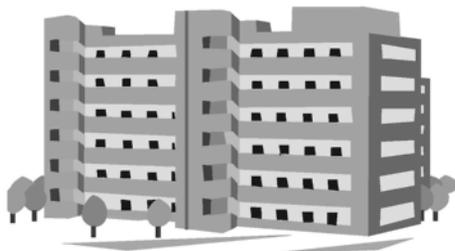
○生活技術支援 社会生活能力(コミュニケーションの習得)
金銭管理・余暇活動支援

○就労支援 就労移行支援
(体力作り・ハローワーク登録・職場実習2回・仕事探し)



地域移行へ

(施設入所から11ヶ月後)



○生活の場 アパートの一人暮らし
(財産管理サービス・
居宅介護(清掃))

○日中活動 園芸店アルバイト
(生活保護受給)
*トライアル雇用



○支援チーム 相談支援専門員・福祉事務所・障
害者就業・生活支援センター
社会福祉協議会(財産管理)・雇用
主・地域生活定着支援センター
出身施設・本人

(2) 矯正施設における知的障害がある受刑者の実態と特徴

①矯正統計からみた実態

ア 知的障害が疑われる受刑者が多い

平成21年度新受刑者数 A 総数	うち能力検査 (CAPAS) の数値が69以下の受刑者 B (B/A)
28,293名	6,520名 (23.1%)

イ 入所回数が多い受刑者が多い

平成21年度新受刑者のうち入所回数5回以上の者が占める割合	明らかに知的障害が疑われる者242名のうち、入所回数5回以上の者が占める割合
18.8%	27.6%

ウ 犯した犯罪は微罪が比較的多い

242名の犯した主な犯罪

窃盗	123名 (50.8%)
詐欺	24名 (9.9%)
住居侵入	9名 (3.7%)

エ 知的障害者又は知的障害が疑われる者は福祉サービスを受給していない場合が多い

○全国15庁の刑務所に収容されている受刑者 (27,024名) のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者 410名 (療育手帳所持者 26名)
(平成18年10月31日現在 法務省矯正局)

オ 知的障害者又は知的障害が疑われる者は福祉サービスを必要としている場合が多い

○犯罪の動機として「困窮・生活苦」を挙げている者が36.8%
○親族等の受入れ先がない満期釈放者は約7,200名、うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000名と推計 (平成18年 法務省特別調査)

平成21年度新受刑者数のCAPASのIQ相当値の分布

総数	49以下	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	100~109	110~119	120以上	測定不能
28,293	1,176	1,792	3,552	6,078	7,296	4,984	1,846	265	41	1,263
%	4.2	6.3	12.3	21.5	25.8	17.6	6.5	0.9	0.1	4.5

平成21年度新受刑者入所回数

	1回	2回	3回	4回	5回	6~9回	10回以上
総数							
28,293名	12,775	5,095	3,141	1,970	1,334	2,763	1,215
%	45.2	18.0	11.1	7.0	4.7	9.8	4.3
明らかに知的障害が疑われる者							
242名	82	46	23	24	15	26	26
%	33.9	19.0	9.5	9.9	6.2	10.7	10.7



○矯正施設とは

刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）・少年院・少年鑑別所及び婦人補導院

○CAPAS 能力検査とは

新田中式等とは異なり、受刑者用に開発された矯正協会作成の心理測定検査です。IQ 相当値で結果は示されます。集団で実施される知的障害判定に用いられる心理テストとは異なるため、CAPAS の値が69以下でも知的障害ということにはつながらないと言われています。

○「知的障害と犯罪行為の間に直接的な因果関係があるとは結論づけられない」

(lindsay. 2002)

しかし

「刑事司法制度の対象となる人の中には知的障害者が占める割合が高い」

(Hayes 1993)

*日本の調査によって明らかになっている理由

①経済的損害を弁償できにくい

家族の援助が受けられにくい

②情状酌量（反省しているか）意思がきちんと伝わりにくい

③弁護士の活用 国選となりやすく、障害者を理解した弁護を受けにくい。ただし、日本における調査は、まだごく限られている。

資料

全国15庁主たる刑務所における知的障害者又は知的障害が疑われる者の現状

（平成18年10月31日現在・平成19年5月25日法務省矯正局プレス発表）

*対象施設	犯罪傾向が進んでいない者を収容する刑務所	4庁
	犯罪傾向が進んでいる者を収容する刑務所	11庁
	受刑者数	27,024名
	知的障害者又は知的障害が疑われる者	410名
		（平均年齢48.8歳・男性のみ）
	療育手帳を所持している者	26名

◎現状

①主たる罪名 窃盗（43.4%） 詐欺（6.8%） 放火（6.3%）

②犯罪の動機 困窮・生活苦（36.8%） 利欲（20.7%） 性欲（9.3%）

③職	業	事件を起こした際に無職であった者	80.7%
④学	歴	中学校卒業以下	86.1%
		高校の卒業の学歴	6.6%
⑤入所回数		5回以上	54.4%
		平均入所回数	6.75回
		前回の受刑から再犯期間が3ヶ月以内	32.3%
		1年未満	60.0%
⑥前回の帰住先		判明している者	56.6%
		親族のもと	27.0%
		更生保護施設	10.5%
		知人のもと	5.3%
		社会福祉施設	1.1%
		雇い主のもと	0.7%
		その他	11.9%

少年院に収容されている知的障害者又は知的障害に準じた処遇を必要とする者の現状

(平成19年1月1日現在・平成19年5月25日法務省矯正局プレス発表)

知的障害者又は知的障害者に準じた処遇が必要な者

(平成18年12月末日在院者数4,060名)

130名

(男性 113名、女性17名平均年齢17.5歳)

療育手帳を所持している者

29名

◎現 状

①主たる非行名	窃盗 (44.6%)	強制猥褻 (9.2%)	傷害 (8.5%)
②非行の動機	利欲 (35.4%)	遊び (13.8%)	共犯者の誘い (12.3%)
③学歴	中学校卒業	43.8%	
	高校中退・高校在学・中学校在学がそれぞれ	15.4%	
④入院回数	初めて少年院に入院した者である	92.3%	
	2回以上の者が(10名)について、60%が前回出院後、一年以内に再非行に至っている。		
⑤非行時の居住状況	家族との同居	80.0%	
	身元引受人 実父母	82.4%	

コメント

○犯罪行為に至り、受刑している者のうち知的障害が疑われる者が、福祉サービスを利用していない（療育手帳を所持していない）現状が見受けられます。

○療育手帳不所持理由（支援したケースから）

矯正施設に入所したときに所持していなかったというもの

- ・福祉的な助言を受ける機会がなかった。
- ・制度そのものを知らなかった。
- ・取得したが紛失したまま
- ・知的障害者であると認めたくない

*療育手帳の所持はあくまで申請主義であり、幼児期に家族の判断で申請しない例も見られる。

療育手帳自体は、知的障害の証明書ではなく、あくまで、療育に必要なサービスを受けるための証明書である。故に都道府県によって認定基準が異なる。

申請先 18歳までは児童相談所

18歳以上は知的障害者更生相談所

②これまでは、法務・福祉サイドの連携が十分でなかった。

ア 近年まで、法務と福祉の連携が十分では無く、矯正施設内の知的障害者の実態が福祉側に伝わっていませんでした。

イ 各区市町村の福祉担当者が援護すべき知的障害者が矯正施設に入所していることすら知らなかったり、矯正施設に入所している者に障害があり、福祉の支援を必要としていたことも知らない場合があります。

ウ 法務サイドも矯正・更生保護事業の中で知的障害者に対しても社会復帰に向けて取り組みを実施してきましたが、福祉の支援を利用することで、社会復帰がより効果的に進められるかの検討が十分ではなく、連携は希薄でした。

エ 知的障害者は身元引受人がないことなどにより、居住すべき住居が特定されないことで仮釈放を受けられず、満期釈放になりがちです。仮釈放であれば保護観察期間において保護司の指導等により、福祉サービスにつながりやすくなります。

満期釈放の場合には、福祉のサービスを利用することで地域の中で自立可能な者が、福祉の制度も知らず、また申請する機会もなく、福祉サービスにつながらないまま、かつて事件を起こしたときと同じ環境で退所し(社会に出て)、再犯に至ることが多いと言われています。

オ 平成21年度以降、矯正施設・保護観察所・更生保護施設に福祉担当者を配置するなど、福祉との連携を強めることになりました。

カ 平成21年度以降、地域生活定着支援センターが都道府県に設置されたことによ

り福祉サービスを必要とする知的障害者に対して、法務サイドから福祉サイドへの「架け橋」の制度が成立しました。

キ 矯正施設を退所後に福祉サービスを必要とする知的障害者に、「とりあえずの住まいとしての施設を提供し、地域で生活を送るための準備期間として生活の立て直しを行うため地域で暮らすために必要な環境調整（公的年金・健康保険の整備）や難しくなっている就労の場を確保するなど、有期限・有目的の社会福祉施設の入所は本人の自立のための選択肢の一つとして極めて有効なものとなっています。

(3) 福祉施設が支援する意義

①一時的な住まいの場としての機能

○矯正施設退所後のとりあえずの居住の場を確保します。

矯正施設退所後に直接地域で生活する場を見つけることが難しい者の一時的な住まいの場を提供します。

○矯正施設退所後の「特定すべき住居」となることで、仮釈放の基準の一つを満たすこととなります。

②地域生活に向けての「リハビリ」機能

矯正施設からすぐに一般社会での生活の適応がむずかしい者への支援。

1) 生活環境の整備

○生活基盤の整備

住まいの確保と支援の仕組み作り

福祉サービスの受給手続き（療育手帳の取得等）

所得保障（公的年金・医療保険への加入・取得手続き）

○健康の回復

内科・精神科・歯科・皮膚科等の一般的治療

○コミュニケーション

安心できる場所の確保

気を安らげる人間関係作り

安定的で本人が帰属感を持てる関係作り

○社会生活技術の取得

金銭管理・余暇活動

○就労に向けてのトレーニング

基本的体力の増進・維持

本人の適性の確認（実習・就労活動）

○家族関係の整備（関係修復又は隔離）

2) 問題解決方法のゆがみの修正

○法令遵守への取り組み

最低限の基本的な集団内でのルールを守ることの支援

わかりやすい支援環境の設定

○認知のゆがみへの支援

個別技法の提供（認知行動療法・ソーシャルスキルトレーニング等の技法の活用）

○専門的医療ケアの必要な場合の支援

精神科医師・臨床心理士等との連携

③一般社会での生きづらさの回復機能（精神的安定）

○本人の生活する場として、安心感が得られるように「やり直し」・「生き直し」のきっかけ作りをします。

- ・利用開始時によく見られる状態である他人を信用しない、自分だけを頼りとする生き方（相談できる・頼れる相手がない）
- ・家族に対する憎しみとあこがれが共存している
- ・自ら経験している困難を隠そうとする（入所時の明らかな背伸びと虚勢）



国立のぞみの園 施設実態調査結果（2010.8）

* 障害福祉施設が受入れに前向きになりつつあります。

○今後、矯正施設を退所した知的障害者の入所に関する相談があった場合、どのように対処されますか

積極的に入所を検討する	2.2%	} 58.8%
ケースによっては入所を検討する	56.6%	
積極的には入所を検討しない	28.4%	
入所の検討しない	10.7%	
無回答	2.0%	

○入所が困難と考える理由

- 他利用者等へ影響の心配
- 支援プログラムがない
- 専門職の配置がない（人員・費用の問題）
- 定員の空きがない
- 再犯に至った際の施設の責任が明確でない

○刑務所出所者の帰住先として社会福祉施設が増えている。

	新規出所者総数	更生保護施設	社会福祉施設
平成18年度	30,600人	4,260人	28人
平成19年度	31,341	4,087	42
平成20年度	31,680	4,141	77
平成21年度	30,213	4,238	143
満期釈放	15,324	796	125
仮釈放	14,854	3,442	18

II 支援体制の構築

1. 支援理念の統一と方法（権利擁護の視点）

(1) なぜ罪を犯した者を支援するのか

①人権の保護

「罪を犯した知的障害者と言うことではなく、罪は償って矯正施設から退所しているのだから一人の市民・知的障害者として見ること。」

②福祉の視点（福祉の支援があれば、犯罪に至らなかった。）

生育歴等の家庭環境・貧困（収入の機会が少ない）・相談する相手がいないなどの要因で、また善悪を判断する基準や問題解決方法のゆがみにより犯罪に至っていることが多い。

福祉サービスを提供することで、犯罪に至る可能性を低める効果が期待できるケースが存在している。

「犯罪を犯したかどうかに関係なく、障害者はサポートを必要としているから」

③社会統制の視点

「社会の治安維持のため」

コ メ ソ ト

- 「矯正施設を退所した者の対応は法務省の管轄ではないのか？」
⇒満期釈放（刑の執行の終わった人）となった者は、犯罪者ではなく、一般住民となります。
法務省としては支援はできても行動強制はできません。
- 法務省も、暴力・薬物・性犯罪などに対するプログラムを開発し、実施しているがあくまで健常者を対象としたものがほとんどであり、知的障害者にも応用できるかは疑問です。
- 「施設に入所した後に犯罪に至った際には、施設の責任が生じるのではないか？」
⇒道義的には施設の責任はあると思われるが、支援者として手を尽くしたということで「残念だった」、最終的な責任は行為者本人にあると判断します。

(2) 支援者の価値観の統一

①支援者の価値観や見解を統一して支援していく必要があります。

○犯罪に対する価値観や見解には支援者個々でも異なることがありますが、本人を支援するときには統一している必要があります。

- 例**
- × 「貧困のための窃盗は悪質性が低い」
 - × 「知的障害者は犯罪行為への責任能力がない」

○地域生活では自由なことを施設内生活ということで規制してしまう。

例 × 「施設内禁煙」

地域の生活では禁煙を強制されることはない

⇒ 禁煙するかどうかを決めるのは本人が決めることです。

禁煙をすすめるなら、喫煙することで経済的に及ぼす影響を説明し、金銭管理も含めた支援を行うことが必要です。

②支援者の道徳観の押しつけになっていないかに常に気をつけておく必要があります。

○生活する上でのルールを決めるときに、その基準を一般常識にあわせることで、本人との常識の違いが出てくることがあります。



○生活環境・楽しみの持ち方・刑務所での生活によって異なっていることが多い。

例 性犯罪について

× 「男として気持ちはわかるがー」

○大きなルールから決めていくことが大切である

例 「自他に危害を加えない、罪にはならない」など

○道徳観の押しつけ

例 小遣いのうち3万円を携帯電話代に使われている。

⇒友人の少ない本人にとっては、他者と交流するためには貴重な機会です。
電話代のために何を節約するのかの方が重要です。

(3) 権利擁護とエンパワメント

「お互いがそれぞれの内に持つ力をいかに発揮しうるのかという関係性」



内在する力を信じる、自己尊重・自己選択の視点

(森田 1998)



○エンパワメントの特徴

①人々の潜在性への絶対的信頼（変われるという可能性）

②社会的存在としての発達を重視（人との関係が高められる）

③自己実現への志向を強調（本人がどうしたいのかとすることを強調する）

④問題の定義において社会的要因に注意（人間関係・生育歴を安心できる環境に注意する。例えば貧困）

⑤生活の質・資源・サービスへの公正なアクセスを害する外的条件への抵抗

⇒それを変化させる力の発達を目指す。

○エンパワメント・プロセスで社会的な力を獲得する

「命を育み、暮らしを営むための8つの基盤（J・フリードマン）

- ①生活空間 ②余暇時間 ③知識と技能 ④適切な情報 ⑤社会組織
⑥社会ネットワーク ⑦労働と生計を立てるための手段 ⑧資金

(4) 本人との距離感（共感と対等）

(尾崎 1997)

①共感の二つの側面（距離感）

ア 支援者が本人の問題や感情を本人の立場に即して理解する。

イ 両者がお互いの感情や意向に振り回されず、相手の意見を棄却したり、反論する自由が持てる。

②対等な二つの距離感

ア 支援者が自らの「差別意識」を点検し続け、「差別」を発見すれば、吟味して排除すること。

イ 支援者と本人がお互いに異なる状況を持つことを認め合うこと。

● コ メ シ ト

○感情移入しない、第三者の目で見られる。距離感を持てる。

「赤の他人」 ⇔ 「なじみ」 ⇔ 「一心同体」

適切な距離感

○あくまで支援チームの一人であることを意識し、個人的な友人関係にならない。

判断基準としては、「その関わりを一生、続けられるのか」という問いかけが必要です。

(5) 犯罪被害者・家族への心情理解

①犯罪加害者の心情理解

加害者を支援するときにも、被害者への配慮は欠かせません。

犯罪行為によってどのような物理的・精神的被害が発生しているかを支援者が理解することは必要です。

● コ メ シ ト

精神的被害 例 「プライバシーの侵害」

「怒り」「無気力」「自分を責める気持ち」

「周囲に理解されないという感覚」

○加害者支援と被害者支援を同じ人が行うことは難しいのが現実です。本人の地域生

活での自立を図り、再犯防止につなげることがここでは支援者の役割と考えることが大切です。

- 被害者のおかれている状況を理解することは重要ですが、被害者の代わりに支援を受けている人を責めること、責任を追及することが求められている訳ではありません。加害と被害は、対になっていますが、支援にあたっては、これらを明確に区別して下さい。

2. チームケアの方法とキーパーソンの役割

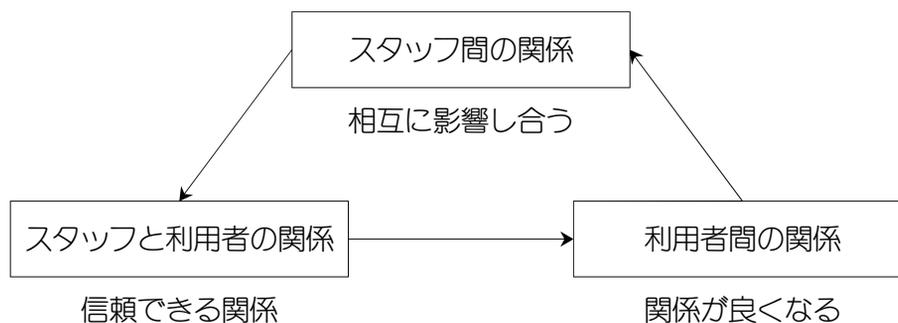
(1) 支援員の概念

○支援員は環境の一部です。

○支援者＝ロール・モデル（役割見本）です。

本人が生活する環境＝日々の生活の繰り返しが教育・訓練・治療の機会となります。

他者への尊重＝自分を大切にし、責任を持つことにつながります。



○本人が外に手かぎりを求める際に間違った行動は、課題の解釈を妨げることとなります。職員の「まね」をしますし、職員の不統一な支援内容に不満を持ったり、個々の支援者がどんな行動をとるか、試したり、観察しています。

【例】 「あの支援者は決まったとき以外にもタバコを吸っている。なぜ私は自由に吸えないの。」

【例】 「あの支援者は、体調が悪いときは休んでいて良いと行った。仕事をサボっていたのではない。」

⇒該当する支援者を本人の前で批判しない。

「何か事情があったのだろう。良く聞いてみる。」

批判してしまうと、その支援者をルールを守らない者だとレッテルを貼り、その後、その支援者と本人との関係性に影響する。

○刑務所から出てきた後の本人の環境は事件を起こす前と同じであり、しかも自分に障害があるという認識がない中では、とりあえず目の前にいる職員の行動を基準として解決方法を決定する傾向にあります。

○まずスタッフ間の関係性がお互いを尊重し、開かれたものとなれる様に十分気を付けて下さい。そして、スタッフと支援を受けている人の関係も同様なものとなるようにスーパーバイズして下さい。それが利用者の行動に影響します。

【例】 パワーハラスメント・セクシャルハラスメント、言葉遣い抑制的でない態度

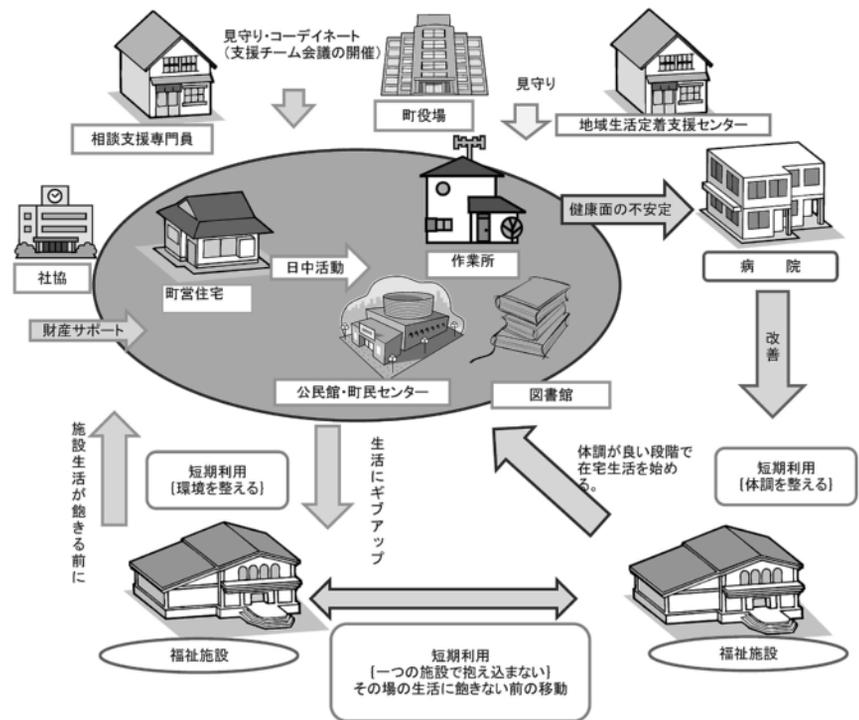
② チームの構成（チームケア）

① 支援理念を職員間で統一する

- ア 特に罪を犯した者（犯罪加害者）をなぜ支援していくのかということ
- イ 本人が自己コントロール感を持てるよう本人と支援する者とが協働関係のパートナーにあること（対等であること）を認識する。
- ウ 綿密なアセスメントをもとに、支援目標、支援方法の統一をチームケア会議などで確認する。
- エ キーパーソンを中心とした情報の共有化を図る

② 地域での支援チーム作りを施設入所時から始める

- ア 施設を退所して地域での生活を始めることを前提に、入所時から支援チーム作りが必要です。
- イ 本人の希望により、どこに住みたいのか、どんな仕事に就きたいのかを基本に、援護の実施者である市区町村・障害者相談専門員、地域生活定着支援センターとともにチームづくり、どの機関がどんなサービスを提供するかなどを協議して行くことが必要です。



* キーポイント 在宅の生活を基本に、施設は目標と成る期間を明示し、精神的によい状態で次の場所(在宅・又は施設)に移す。状況が悪くなるまえのよい状況で移すことが再犯につながらないと思われる。

- ウ 地域での生活におけるキーパーソンを決め、実際に移行が決まった後も定期的に支援チーム会議を開催し、入所施設側も参加していく必要があります。
- エ 参加を呼びかける機関として、社会福祉協議会（財産管理）、障害者就業・生活相談支援センターが挙げられますが、雇用主となる事業所も望ましいです。

(3) キーパーソンの役割

- ①個別支援計画の策定の責任者
- ②本人を受容する立場（本人の精神的支え、本人がヘルプを求める対象）
- ③日常的に本人に関わる支援者（施設職員・ケアホーム世話人）との調整
- ④支援チームの連絡調整、会議の企画・開催
- ⑤情報の収集と支援チームへの適切な内容及び量の情報提供（コントロール）

[施設の場合]

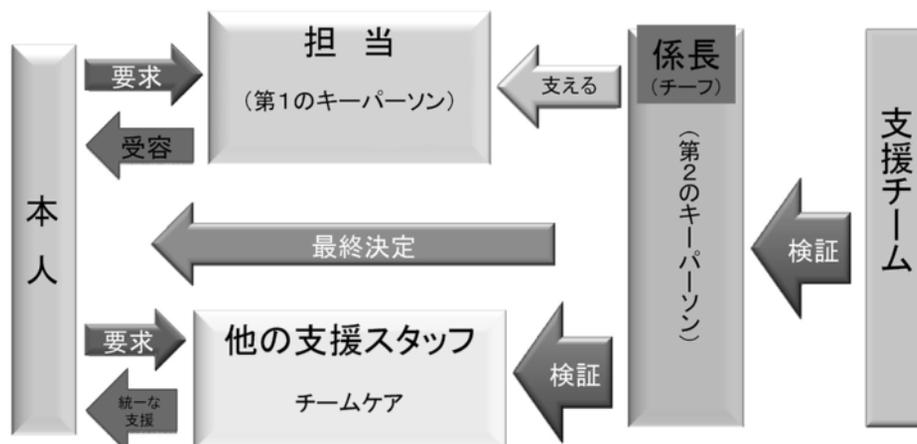
○実際の支援について

- ア 第1のキーパーソン（支援現場担当者）が中心になって、本人の目標や希望を受容する。
- イ 他の支援スタッフは、本人に対して統一的な支援（チームケア）を行う。
- ウ 第2のキーパーソン（第1キーパーソンの上司）は以下のような役割を担う。
 - ・第1のキーパーソンが抱える悩み等について支える。（スーパーバイズ）
 - ・他のスタッフへ支援の情報を伝えると共に、チームケアの内容を検証する。
 - ・本人から出される様々な希望への対応についての最終的な決定を行う。
- エ 支援チームでのミーティングが、第2のキーパーソンの役割について定期的に検証し、助言や指示を行う。

○支援の注意点

- ア キーパーソンだけが関わればよいという形にならないよう、スタッフ間の役割や関わり方の配分に留意する。
- イ 第1のキーパーソンが悩み等を抱え込まないように、2週間に1度程度上司によるスーパービジョンを行い、課題の解決について支援の方向性等を確認する。
この際、第1キーパーソン、その他のスタッフのストレス状況、モチベーションについても確認する。
- ウ 第2のキーパーソンが恣意的にならないよう、支えることが必要である。
- エ 支援者の数が増えると同時に、情報の共有が問題となってくる。本人は支援者間で情報の偏りを注目して、それを利用して不当な要求をすることもあり得るので、情報共有には、十分に配慮する。気になることであれば、小さなこととおもわれることでも上司に伝える。上司は、いつもの状況との違いがないか判断し、伝達することが必要である。

キーパーソンの位置づけ



【地域の場合】

○実際の支援について

- ①最初は1対1でキーパーソンが本人と向かい合い、安心できる人間関係を作ります。
- ②落ち着いてきたら、本人とキーパーソンとの間に、支援内容によっては複数のスタッフが係わるようにします。情報のコントロールや指示は最初のキーパーソンが行います。
- ③最終的には複数のスタッフが連携しつつ、支援内容や役割によって本人と均等に係わります。

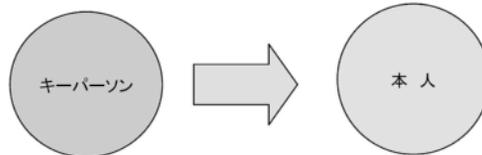
○支援の留意点

- ①施設から地域に移る際に、キーパーソンがいきなり変わるのではなく、施設のキーパーソンと地域のキーパーソンが両方係わる期間をつくり、徐々に両者の間で役割の比重を移行させる。
- ②最初に係わったキーパーソンが本人の心のよりどころになりつつ、徐々に支援の体制を変化させていくように配慮する。
- ③地域移行後も、本人を支援するキーパーソンへのサポートは必要である。この場合、本人の支援体制や支援内容について広く知っている人が適当である。実際には相談支援センター等がこの役割を行うことが予想される。
- ④支援者の数が増えると同時に、情報の共有が問題となってくる。本人は支援者間で情報の偏りを注目して、それを利用して不当な要求をすることもあり得るので、情報共有には、十分に配慮する。気になることであれば、小さなこととおもわれることでもキーパーソンに伝える。キーパーソンは、いつもの状況との違いがないか判断し、伝達することが必要である。
- ⑤地域移行した後に、「財産は自分で管理したい」「あの支援者はきらいだ」「束縛されたくない」逆に「施設の方が生活しやすかった」など様々な要望が出てくること想定できますが、そのような場合は本人の次の点等について確認する。
 - ・過去の課題点（犯罪に至ったパターン・要因）の振り返り

- ・今の生活の積極的な面を挙げること
 - ・本人の「できること」を明確化し積極的に評価すること
- その上で必要であれば支援者が交替するなど、柔軟に対応していくことが必要である。

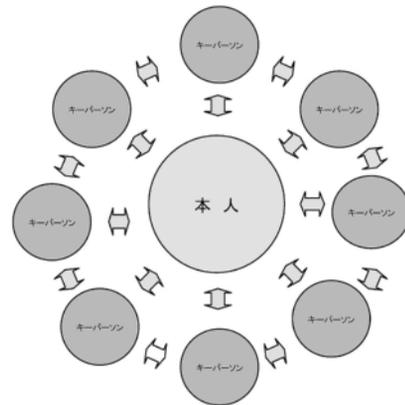
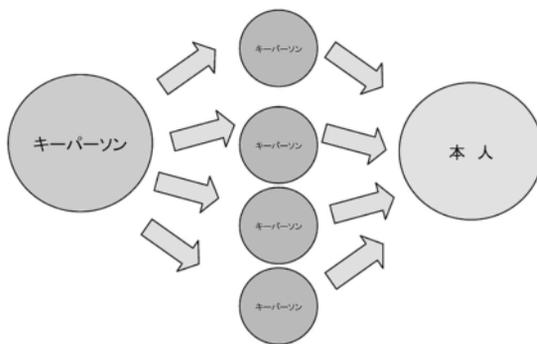
キーパーソンの位置づけ

1対1位で向き合い「安心」できる関係作り



落ち着いてきたら支援内容によっては複数のスタッフに関わる

複数のスタッフが連携して本人と均等に関わる



3. 支援者へのサポート

(1) 支援者へのサポート（個別的なサポートとスーパービジョン）

「燃え尽きないために」＝「継続的にかかわるために」

- ①長期的な視点「こんなこともあるさ」という考え方
- ②フレームワーク（誰が関わり、何が目標）
- ③自分の役割を明確に：「やりすぎないこと」→限界を理解し受入れること
- ④支援のネットワーク化＝一人で抱え込まない
- ⑤スーパービジョン＝ピアサポート
 - 対応方法のチェック&バランス/ジレンマを言語化する機会を持つ

(2) 支援者の安全確保とサポート

支援者が被害者にならないようにすることも大切なことです。

①支援者の個人情報の取り扱い

本人にどこまで知らせるか＝判断基準を決める

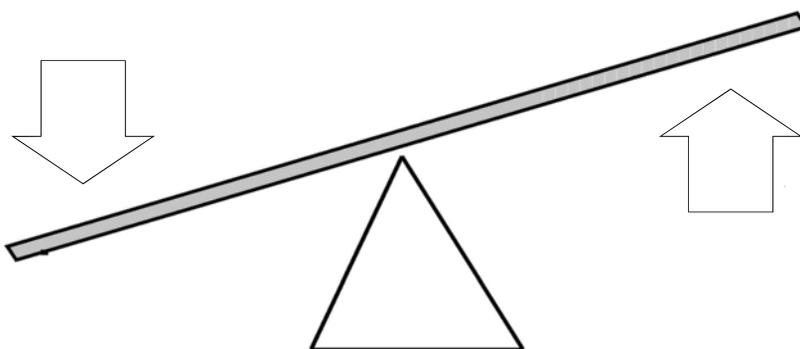
「個人」or「仕事」

支援者間で話し合う必要がある。→共通理解と徹底

- ・ 支援者の住所 ・ 家族構成 ・ 携帯電話番号
- ② 「支援の継続性を保つためには何がベストか？」
- ・ この支援チームから自分が離れるときに引き継げるのか
- ③ バランスのとれた距離感のイメージ

「リスク」

- ・ 再犯の防止
- ・ 施設にとっての責任
(他利用者・職員・地域住民等に対する責任)



「つながり」感の熟成

- ・ その人には何が大切か？
- ・ 当事者性→想像
- ・ キーパーソン

* どちらか一方に偏るのではなく、両者のバランスをどうとるのが常に意識する。
このバランスは、状況によって変化し、正解は明確でない。常にジレンマを持ちながら支援することになる。

第 2 部

犯罪との関わり

I 犯罪に至る要因

1. 知的障害がある場合の犯罪の特徴と傾向

(1) 犯罪に至る要因の理解

①環境的要因

ア 生活の困窮の要因が大きい

就労が難しい、福祉サービスを利用できない等の理由で貧困状態にあり、生活に困窮していることが多い。

イ 計画性が低い

事前に計画していたわけではなく、目の前に起こっている状況に本人なりに、対処していったがそのことで犯罪行為に至ることがある。

ウ 従属性が高い

周囲に手がかりを求め、集団への帰属感から犯罪行為に至ることがある。
(例 非行グループなどに所属しての暴行)

エ 衝動性が高い

結果を予測する力が弱く、カッとなったの暴力、突発的な窃盗など



ア 生活困窮の要因が大きい

生活環境(家庭環境と生育歴、社会的孤立、福祉制度を利用できない、支援者がいない)に影響されて貧困による少額の財産犯が多い。矯正施設退所後も生活環境が改善されず、累犯が多い傾向が見られる。

⇒窃盗(車上荒らし、万引き、置き引き)・詐欺(無銭飲食)

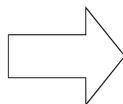
イ 計画性が低い

上記参照

ウ 従属性が高い

知的障害がある人によく見られる心理特性

- 衝動性が高い
- 自尊心が低い
- 搾取されやすい
- 暗示を受けやすい



犯罪に至るプレッシャーを高めている
帰属したい
ステータスを手に入れたい
関係性を保ちたい
認められたい・他人の意に沿いたい

困ったときに相談する相手がいない

⇨ 他人に相談せずに自力で解決しようとする

安心して生活する・帰れる場所がない

リスクファクターとしての社会的孤立

(New South Wales law Reform Commission 1996)

工 衝動性が高い

かっとなつての粗暴犯

*これらは、知的障害者による犯罪行為を理解する仮説のうちの代表的なものである。実証研究はこれから必要である。

②個人的要因

ア 犯罪の認識が低い

- 1) 所有概念の理解不足
- 2) 公私の場面の区別がつきにくい
- 3) 関係性の性質と対人関係ルールなどの理解不足

イ 認知のゆがみ

- 1) 自分の行為が法に反することの認識がない
- 2) 自分の行為が招く結果を見通すことができない
- 3) 問題解決方法のゆがみ
- 4) 医療的治療の必要性



ア 犯罪の認識が低い

- 1) 所有概念の理解不足
- 2) 公私の区別がつきにくい ⇒ 例：窃盗・公然猥褻罪など
- 3) 関係性と対人関係ルールへの理解不足 ⇒ 例：未成年者略取誘拐罪

イ 認知のゆがみ

- 1) 自分の行為が法に反することの認識がない

○自分の行為の重大性を理解できない

- 2) 自分の行為が招く結果が見通すことができない

(例：被害者への影響、刑事罰、社会的制裁など)

○法に反しても構わないという態度

○思考の硬さによる独自のルール作り

(例：店舗での万引きは犯罪だが、車上狙いは犯罪ではない。警察には行きたくないが、自分は万引きが上手だからやるんだと思うといったような認識)

○公共の場とプライベートな場の混同

- 3) 問題解決方法のゆがみ

○自分なりに解決しようとするが、そのために選ぶ方法が不適切

(例：本人の不安感や無力感の増大を性暴力を用いて相手を支配する子どもと交友することで軽減しようとする。)

○自分が求めているものが満たされないときに、怒鳴る、威嚇することでそれを手に入れようとする

4) 医療的治療の必要性

○専門的治療の必要性

行為そのものへの強い興味・行為に伴う快感（行為への執着と興奮）

⇒ 放火・性犯罪

○ただし、一口に「ゆがみ」といっても人によっては、これまでの生育の中で正しい問題認識あるいは問題解決の方法を知り、それを実際に使ってみる経験が極端に不足していることがある。

あるいは、これまで生活してきた環境の中で誤った認識や解決方法しか知らず、経験することがなかったという人も考えられる。

○一方で、確信的に犯罪行為に至っている人もあり、それは4)の対象となる。

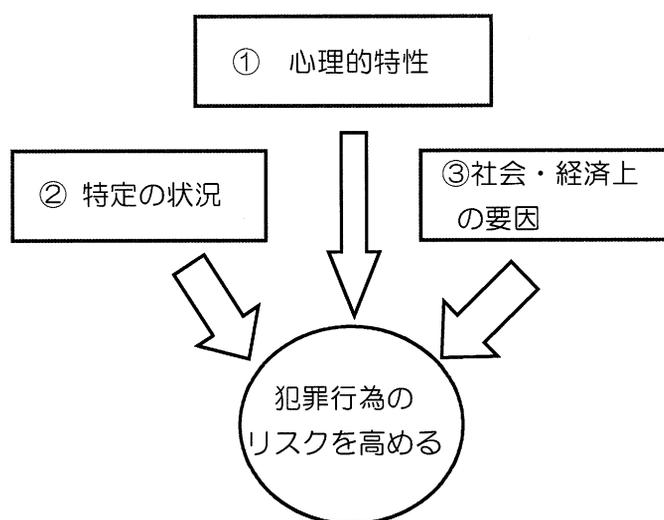
(2) 知的障害がある人の犯罪行為の理解

①周囲から影響を受けやすい

②制度の中で異なった対応

（知的障害があるために刑事司法制度の中で一般の人と異なった扱いを受けている。刑事司法制度の対象になりやすい場合もあれば、知的障害者であるために対象となりにくくなる可能性もある。）

③社会経済、心理的に不利な状況におかれている。





社会・経済的視点から見た典型的な生活経験

(New South Wales law Reform Commission 1996)

○なぜ多くの知的障害をもった対象者がいるのか（負の連鎖）

- 1 教育（高くない人が多い）
- ⇒2 雇用（仕事につきにくい）
- ⇒3 **貧困**
- ⇒4 住宅（不安定）
- ⇒5 社会参加（困難）
- ⇒6 社会的ネットワーク（たまり場・金がなくても良い）
- ⇒7 社会生活スキル（解決の仕方がわからない）
- ⇒8 不適応行動（犯罪行為）
- ⇒9 家族関係（虐待・療育放棄）
- ⇒10 薬物の使用
- ⇒11 スティグマ（犯罪・烙印・刻印）

* 知的障害者が犯罪に至るリスクを直接的に高める要因となっていることは実証されていない。

(3) 矯正施設（刑務所）での経験への理解

- ①脱個性
- ②地域性を薄めた環境
- ③厳格な日課設定（わかりやすい日課）
- ④集団主義



○集団主義とは

刑務所では、本人の経歴・学歴にかかわらず、全員を（徹底して）平等に扱い同じ行為を一斉に集団で行うことを求められることが少なくありません。

また、成人施設では、居室も2～8人程度の共同室での生活となることが多くあります。

○中軽度の知的障害者は、刑務所で決められた生活を送っており、自分で考える必要はなくむしろわかりやすい生活を過ごしていました。

さらに、「出所」という目標が明確であり、その意味では見通しがつきやすいと言えます。

むしろ、施設や地域での生活には、明確なルールやスケジュールが示されておらず、どう暮らして良いかわからず不安感を持って入所してくることが多くあります。

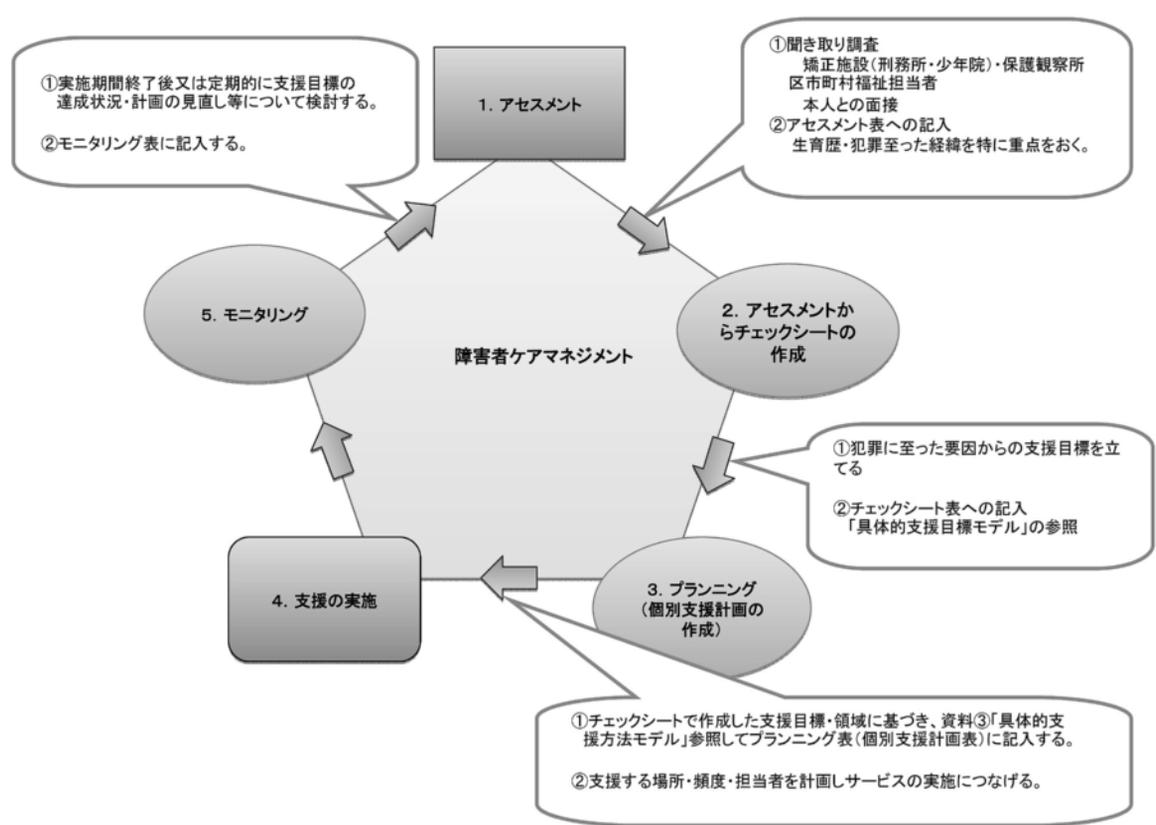
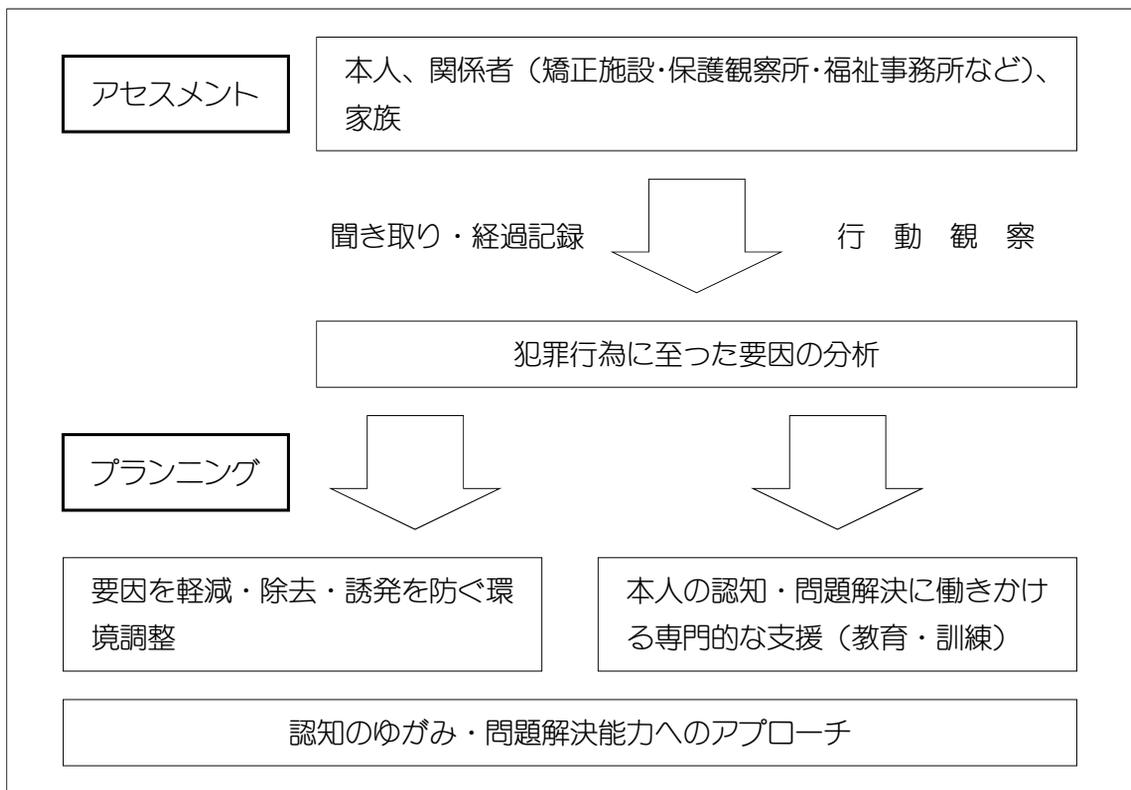
第 3 部

地域生活を目指した個別支援 計画の作成と具体的支援技術

I 個別支援計画の立案

1. ケアマネジメント

個別支援計画の作成は、障害者ケアマネジメント手法を使うことが望ましい。



2. アセスメント

(1) 目的

ソーシャルワークでは「アセスメントの目的は、問題・クライアント・状況を理解し、その問題を理解あるいは軽減するための計画を立てることである。」

(Compton & Galaway, 1994)

犯罪加害行為に至った人については特に、

「障害があり、犯罪加害行為に至った個人のアセスメントの目的は、その個人をできるがぎり総合的に理解することである。」

コメント

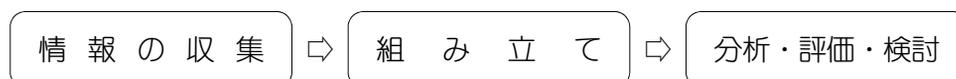
- ①生育歴を含めたその人全体を理解することが重要である。
- ②罪を犯したという事実だけにとらわれず、その行為に至った要因を調べ、その軽減に着目する。

(2) 手順

- ①問題状況の主要要素を理解する。
- ②本人からみた問題の意味を理解する。
- ③本人による理解を活用する。
本人自身が状況を理解することを支援する。
- ④問題解決に向けて状況の何を変えることが必要なのが、専門知識を用いて思考する。
- ⑤望まれる変化を達成するために計画する。
⇒施設生活の安定ではなく、常に地域移行を目的とする視点が重要である。

(2010 水藤)

アセスメントの3段階



(3) 情報源

- ①本人
- ②家族・友人
- ③インフォーマルな支援者
本人に関係し影響する人たち
(必ずしも本人に良い影響を与えるだけとは限りません)
- ④過去に利用したサービスの提供者 (学校・福祉事業者、行政など)

⑤地域生活定着支援センター（⇒保護観察所・刑務所）

⑥本人の事件に関わっている弁護士

(4) いくつかの注意点

①本人との共同作業

②周囲の理解・解釈

③情報は出来る限り多く

④本人の生育歴をたどる

⑤弱点・不足点のリスト化ではない！

コメント

①アセスメント、特に情報の分析、本人との共同作業

（本人がどの様に理解しているかを知ることが大切である）

②周囲の理解・解釈 ≠ 本人の理解・解釈の「ずれ」を探る

③情報は出来る限り多くの情報源から得ることに心がける

→ 分析 → 評価 → 検討

④本人の生育歴をたどる

= 『この人について語れるか』と言うくらいに！

・膨大な記録がある人 →

・支援者が概略を作ることが有効 →

・経過を詳しく知ることが必要 →

・今に至っている経緯を知ること →

・「このことは何ページに書いてある。」 →

・自分で記録する（アセスメントを書くときに出展を明示することが大切/
誰の意見・記述であるかを明確にすること） → 点検しやすくなる

⑤弱点・不足点のリスト化ではない！

障害により困っていることがある・出来ないことリスト

↓

何が得意か、どんなことが役立っているかを含めた総合的なアセスメントが必要
（ストレングスの視点）

* 本人の成功体験が重要

安定的に過ごせた状況を知ること

（どういう経緯の中で喜んでいたかを知っておく必要がある。）

(5) 情報の分析・評価・検討

いくつかの留意点の例

①情報源の種類

- ②複数の情報源を重ね合わせる
- ③情報の客観性を検討する。
- ④情報収集・提示の背景を考慮する。
- ⑤本人の生活歴の連続性・多面的な理解
- ⑥アセスメントの時期（支援開示時と開始後）
- ⑦非審判的態度
- ⑧「真実」「他人の意見」「自分の意見」を分けて書く
- ⑨情報源は明確に（だれが、いつ述べた意見？）
- ⑩専門性の違いに配慮



①情報源の把握

どこからの情報かを確認する。

②複数の情報源を重ね合わせる

【例】 合同支援会議 クロスチェック（比較照合）が可能になる

③情報の客観性を検討する。

記録には事実と筆者の主観意見が混じっていることがあるそれを読み取れる力を身につけること

④情報収集・提示の背景を考慮する。

【例】 司法手続きの中では動機が曖昧になっている。

「警察で作成されたわかりやすいもの」になっている。なぜなら、本人の理解に基づく動機の解明が司法手続きが主目的ではないから。

⑤本人の生活歴の連続性・多面的な理解

生活歴が現在まで影響している。

「どうやって今に至ったか」を問うこと

⑥アセスメントの時期（支援開示時と開始後）

→「スパイラル・モデル」

連続して行われるべき、一回限りではない。

入所時のアセスメントと支援して1ヶ月後のアセスメント

⑦非審判的態度

→使用する言語・表現が価値判断的にならないように注意を払う。

⑧「事実」「他人の意見」「自分の意見」を分けて書く

→可能な限りの客観性の確保

⑨情報源は明確に（だれが、いつ述べた意見？）

⑩専門性の違いに配慮

記録を読むにあたっては、情報源となる者のアセスメントに対する教育や考え方の違いに留意する。

【例】 のぞみの園の場合

- ①基礎資料 地域生活支援センターからの「アセスメントシート」
どこまでが事実で、どこまでが作成者の所見かを見分けることを意識して読む。
- ②追加資料 本人面会
本人の施設利用意思の確認・本人の人となり（本人から語れる概況）の調査・聞き取り
- ③アセスメント表の作成（1回目）
- ④追加資料 合同支援会議
地域生活定着支援センター・保護観察所・刑務所・行政機関・のぞみの園
基本的な情報の確認
本人への支援の方向性の検討
- 入 所 ———
- ⑤支援計画作成 入所時カンファレンス
入所時の情報をもとに支援方針をきめる。
- ⑥支援計画作成 アセスメント表の見直し（2回目）
入所後3ヶ月間に判明した事実を反映させて内容を修正する。
入所3カ月カンファレンス
3ヶ月後の支援計画の見直し

3. 個人情報（経歴）の共有と管理

(1) 個人情報の保護

- ①本人との話し合いによって開示する内容、相手先は決定されなければならない。
- ②同意を記録する重要性
- ③原則『必要な情報を、必要な量だけ、必要な人に開示する』



「なぜその情報が必要なのか？」「本人の支援にあたって、その人の役割は？」

- ④開示必要性の一元的コントロール
1カ所で管理する
- ⑤犯歴情報＝守秘の必要性の高さ
→ 刑罰の執行の終了の時 = 一般市民となるときが大原則

(2) 情報の共有（開示）

- ①支援チームの情報の共有
ア 支援チーム内で情報を共有することは支援の統一が図られ、チームアプローチがスムーズに行われる。

イ グループホーム・ケアホームの世話人・スタッフへの共有は、なぜ罪を犯した者の支援を行う必要があるかというポリシー・理念も合わせて伝えなければならぬ。

②就労支援にあたっての情報の共有

ア 共有するスタッフの範囲

支援スタッフ・就労支援上の事業所・ハローワーク職員・障害者就業・生活支援センター職員など

イ 共有する情報の範囲と内容の見定め

犯罪名・犯罪に至った要因

ウ 共有する時期

【例】 就職先事業主の理解と協力を得るためにいつがベストなのか
応募時期、雇用手続き時、定着後

*なぜ支援を行う必要があるのかというポリシーも併せて伝えていかなければなりません。

◎就労する場合の事業主への情報の開示について

①開示については、ケースバイケースが基本だが、犯罪歴を開示する義務はない

②本人の選択による（出来るだけ尊重する）

③雇用主の見極め

*伝える場合は、罪名だけでなく、経緯とともに現在どんな支援が行われているか、説明し「何かあったら、支援を続けます」と言う姿勢が必要である。

4. 個別支援計画の作成

(1) 支援計画の作成と実践

①アセスメント結果から、本人の生活全般の理解及び犯罪に至った要因の分析を行う

②罪に至った環境的要因・個人的要因それぞれの項目に対して支援目標を作成する。

*分析・作成方法については下記の研究結果を参照されたい。

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクト

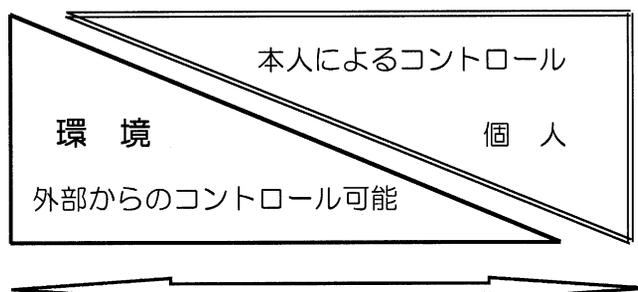
「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」(国立のぞみの園)

*別添Ⅵ. 資料「アセスメント表」「合同支援会議」様式を参照されたい。

II 具体的支援技術

1. 具体的支援技術

(1) 「環境的要因への働きかけ」と「個人への治療・教育・訓練を通じた働きかけ」



個人によってどちらが加害行為への影響が大きいのかは違いがある。

①環境的要因

* 生活環境の調整・安定化

○生活基盤の整備

住まいの確保と支援の仕組み作り

福祉サービスの受給手続き（療育手帳の取得等）

所得保障（公的年金・医療保険への加入・取得手続き）

○健康の回復

内科・精神科・歯科・皮膚科等の一般的治療

* 一般的な健康な体づくり

○コミュニケーション

安心できる場（居）所の確保

気を安らげる（信頼できる）人間関係作り

過度の刺激のない場の確保

集団生活から個室での生活

○社会生活技術の習得

金銭管理・余暇活動

○就労に向けてのトレーニング

基本的体力の増進・維持

本人の適性の確認（実習・就労活動）

働くこと（の喜び）と対価としての賃金の理解（金銭管理とのリンク）

○家族関係の整備（関係の修復又は適切な距離感の確保と維持）

○支援のネットワーク化

②個人的要因

○認知のゆがみへの働きかけ

○問題解決方法の多様化をすすめる

一つだけの方法だけでなく、本人の状況に合わせ多様な方法を本人と一緒に探りそれを日常生活の中で用いる練習をする。

○個人への教育・訓練を通じた学び

例 公共とプライベートとの区別
性知識

人間関係の形成、アサーション・トレーニング、ソーシャルスキルトレーニングなど

● コメント

環境的要因とした「社会生活技術」「就労に向けてのトレーニング」については、個人的要因と考えられるが、ここでは、下記の支援の領域（障害者ケアマネジメント手法におけるニーズの構造）に基づき環境的要因として扱う。

①日常生活基盤を整備する。

生活基盤（住まいの確保・収入の確保）
健康管理（一般的医療的ケア・栄養指導）
日常生活活動（余暇支援・就労支援）
家族・生育状況（家族との人間関係）
家族環境の整備（家族自体への支援）

②社会生活支援基盤を整備する。

社会的リハビリテーション
キーパーソンの存在
他人への自分の意思を伝える能力
「社会生活技術」
金銭管理・外出・買い物訓練・電話の利用など

③社会参加を促進する。

社会的リハビリテーション
「就労」就労活動 就労意欲の自覚・基礎訓練（体力・挨拶）・職場実習・ジョブコーチ
余暇活動 余暇活動・趣味

(2) 対象者との関係形成とコミュニケーション（わかりやすく伝えることの重要性）

具体的支援方法

支援方法としては、CBT（認知行動療法）や SST（Social Skills Training）が想定されますが、ここではこれら療法で用いられる技法を認識しつつ、より一般的の支援方法を取り上げます。

①禁止だけでなく、代替行動を示す

本人が自分で使えるツール（手段・道具）を視覚化・カード化します。

例 1 「がまんできない!」「イライラする」

⇒×「がまんしなさい!!」

⇒距離を置く、冷静になれる方法を示すことが必要です。

*解決する方法を示します

①〇〇〇の場合 ⇒ ①△△△する
②□□□する

②〇〇〇の場合 ⇒ ①△△△する
②□□□する

⇒原因を考える。———どんな時だったろうか

⇒リラックスする方法を考える。

どんな時に一般的にリラックスするか

場面転換 普段行かないところに行く

普段しないことをする

例 温泉に行く

おもてなしをうける

食事を作らなくて良い

家事をしなくて良い

散歩に行く

例 2 自己規制

自分なりの目標があれば見通しができ、自分で規制できやすくなります。

多くの人が生活環境の中で自己コントロールする能力を身につける機会が乏しかったケースが多くあります。

⇒反省文を書くことで自己コントロールの能力が向上するわけではありませんが、試みる必要がないわけではありません。

同時並行して生活環境を調整していく（他の方法）ことが必要です。

⇒短期間のわかりやすい目標・見通しが必要です。

②スケジュール

◎本人にとって判りやすい（見通しがつきやすい）設定をします。

時間に気にする・こだわる、使えるという特技

今日・明日に何が起こるか分からないという不安を持ちがちです。

この先が見えていない、いつまでこの場所にいるかということがわかっていません。



フラストレーションがたまり、その場から逃げたいと思うのは当然です。

その結果、はけ口として、無断外出や暴力につながることもあります。

* 刑務所は日課が明確で、出る月日も決まっており、その意味では見通しがつき、スケジュールがわかりやすかった。



一日の日課をわかりやすく視覚的に提示します。

次に週・月単位で明確にします。

③遵守事項

◎入所時に生活の中で絶対に守るべきことを確認します。

2～3つという少数の事項について、入所時に施設の責任者との間で復唱して確認する。

文章にして紙に書くか、図にして視覚化して本人に渡し、部屋に張ったりする。本人とのミーティングのたびに確認することでルールの定着を図る。

最低限度守るべき内容を設定する。

例 無断で施設の外に出ない。

(執行猶予中は、発見されたら即収監される。)

人のものを盗らない

(犯罪になった行為を禁止し、再犯防止を自覚させる。)

*ルールについては、なぜ守ることが必要なのか、守ることで本人にどのように「得」なのかをきちんと説明する。

本人の納得感が高い程、ルールへの所有感が上がり守ろうとすることへのモチベーションが高まると考えられる。

④トークン

「トークンエコノミー」 ポイント制度

要求に応えるのではなく、行動に対する成果決めごとがないとやれない。

例 ◎掃除をしたら何が出来る。

◎楽しみとして判りやすい目標を決め、お手伝いをして〇〇ポイントまでたまったら本人が欲しがっているラジカセを購入する。

◎カードをつくり、本人もわかりやすい形でスタンプ・塗りつぶすなどして、経過が見える様にする。

*失敗したりした時に減点すると、自分の失敗が原因であることを自覚せずに減点されたことだけを意識し、その後のモチベーションが下がってしまうことがある

⑤役割

本人・スタッフの役割・位置づけを明確にしていくことで、本人の自覚・自信につながる。

役割を本人に受け持ってもらおう。

ここでも説明・納得・所有感が重要であり、一方的に役割を「与える」のではなく、共同で生活するために何が必要なのか、それをどう分担するかを話すことが重要です。

*ミーティングでみんなで決めていくことは、責任感が生じることもあり有効である。

⑥ミーティング

[個別ミーティング]

- ◎本人と支援者が一対一で話し合う時間を作ることで、表現力を高める。
 - 本人なりの自己主張ができる機会をつくる。
 - 初めて自分を信用してくれる・話を聞いてくれる関係作り。
 - 現在の生活に対する要望を聞くのではなく、(他者の非難・不満を述べる機会ではなく) 前向きな内容としていく

◎方法

- 時間を決めて(夕食後10分程度)で他者を交えないで実施する。
- 話題 日記(一日何を行ったか、どんな感想を持ったか等)の内容について自ら話してもらう。

[グループ・ミーティング]

- ◎入居者全員に周知が必要である事項については、全員の前で話すことで、統一性を図ります。
 - 他人の前で話すことで、コミュニケーションがとりにくい方の練習の場となります。
 - 司会を本人達が行えれば、ピアカウンセリングにつながり、自身がつくことが期待されます。

◎方法

- 時間を決めて(夕食後30分程度)入居者全員で行います。
- はじめは支援者が司会をしますが、自分たちの問題解決の話題になった段階で入居者に任せます。
- 話題 明日以降の予定の確認
 - 本人同士の私物の貸し借りの確認(トラブル防止)
 - 当日発生した本人間のトラブルの報告
 - 主張しあうことで、その日のうちに解決し次の日に問題を残さないようにします。

⑦コミュニケーションに関する課題

ア 「知的障害のある人のコミュニケーションに見られる特徴」 (内田 2010)

i) 細切れで断続的な話し方

⇒現在の話題について確認する。

ii) 相手の質問に合わせた答えをすることが難しい

⇒「判った」は本当は判っていないことも多い

⇒理解度の確認が必要

⇒相手のプライドを大切にする!!

* 本人が流ちょうになめらかに流れるように話せることが、言語の意味を十分理解しているとは言えない。

そうしなければ生きていけなかった ← 生育歴の中で身につけた能力

⇩

支援者側の言うことを理解しているが誤解される。

本人に言われたことを理解しているのに、反応しない、反応する気がないと誤解される。

- iii) 話題が限定的
 - ⇒「次に移る」ときには明示することが必要
 - ⇒話題の修正も必要（プライドを尊重しながら!!）
- iv) 順序たてて、まとまった話をするのが苦手
 - ⇒情報処理過程への支援 = 話の整理
 - 一旦、自分で情報を処理して話にするということ
 - ⇕ *相互の作用が対等でない状況
 - 相手と会話する
 - ⇒「紙に書く」「絵や図も使う」



- v) 非言語的表現に敏感に反応
 - ⇒本人が感じるストレス・プレッシャーに注意
 - 受容的 ⇔ 強圧的
- イ 中軽度知的障害者によく見られる心理的特徴 （ジグラー・ゲーツ、2000）
 - i) 外的指向性
 - 自分自身の行動が他人の意見や行動に左右されやすい
 - ii) 学習性無力感
 - 自分から何とかしようとしなない・本人にやる気がない
 - iii) 失敗への恐れ
 - 自分の行為がどんな結果につながるか理解しにくい
 - iv) 成功期待の低さ
 - 成功体験が少ない
 - v) 背景としての社会的剥奪
 - 社会的に様々な権利の剥奪を経験している



- i) 外的指向性
 - 自分自身の行動のガイドとして、他者の行動を用いる傾向にあります
 - 他人の教示や態度（環境内の外的手がかり）に依存し、問題を解決しようとしてます
- ii) 学習性無力感（自分から何とかしようとしなない・本人にやる気がない）
 - 対処困難な状況で強い苦痛体験
 - ⇕
 - 対処の不可能性を学習
 - ⇕

無気力感の形成（自分から働きかけることができない）



別の回避可能な状況を避けようとしなくなる（変化に弱くなる。）

iii) 失敗への恐れ ⇒ 自己効力感の低さ

「結果予期」：行動がどんな結果をもたらすか予期できる

「効果予期」：必要な行動をうまく行うことができるか予期できる

* 自己効果感がある＝自分がどの程度の効果予期を持ってるか認知できる

自己効果感を形成するための情報源

ア 実際に行い成功体験を持つ

イ うまくやっている他人の行動を見る

ウ 自己強化や他人から説得な暗示を受ける

エ 生理的な反応に変化を体験してみる

iv) 成功期待の低さ（成功体験が少ない） 「社会的学習論理」（J. ロッター）

期待感の決定要因

ア 特定場面の個人の成功一失敗経験

イ 個人が広範囲でさまざまな以前の生活場面の中で持った経験

v) 背景としての社会的剥奪

◎わかりにくい言葉の例

（湯汲 2003）

○曖昧な言葉 だれか・いつか・どこか・あっち・こっち・そっち
ちゃんと・適当に・ちよつと・さつさと

* 「ちよつと待つて」 → 時間を明確に伝える

○わかりにくい割合や比率 1/2・15%

○難しい言葉 有名・協力・発達・防御等（法律用語は要注意!!）

◎判りやすい話し方

「ワンセンテンス・ワンミーニングで話す」

（1つの文字） （1つの意味）

【例】 「『地域生活支援事業』という事業があり、生活支援の専門員がいろいろとお手伝いをしていて、ほんとうに助かっているのですが——」

「・今、〇〇〇に住んでいますよね。

・面倒なことはありますか？

・判らないときにお手伝いしてくれる人がいます。

・この人を専門員といいます。」

可視化 例



たばこはやめよう！！



人のものをとってはいけない！！



仕事をがんばろう！！



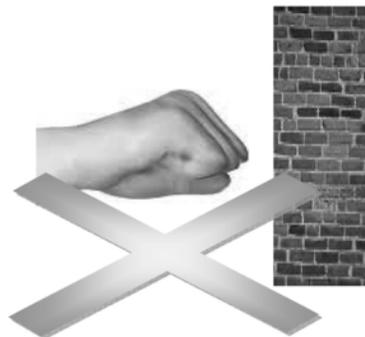
イライラ

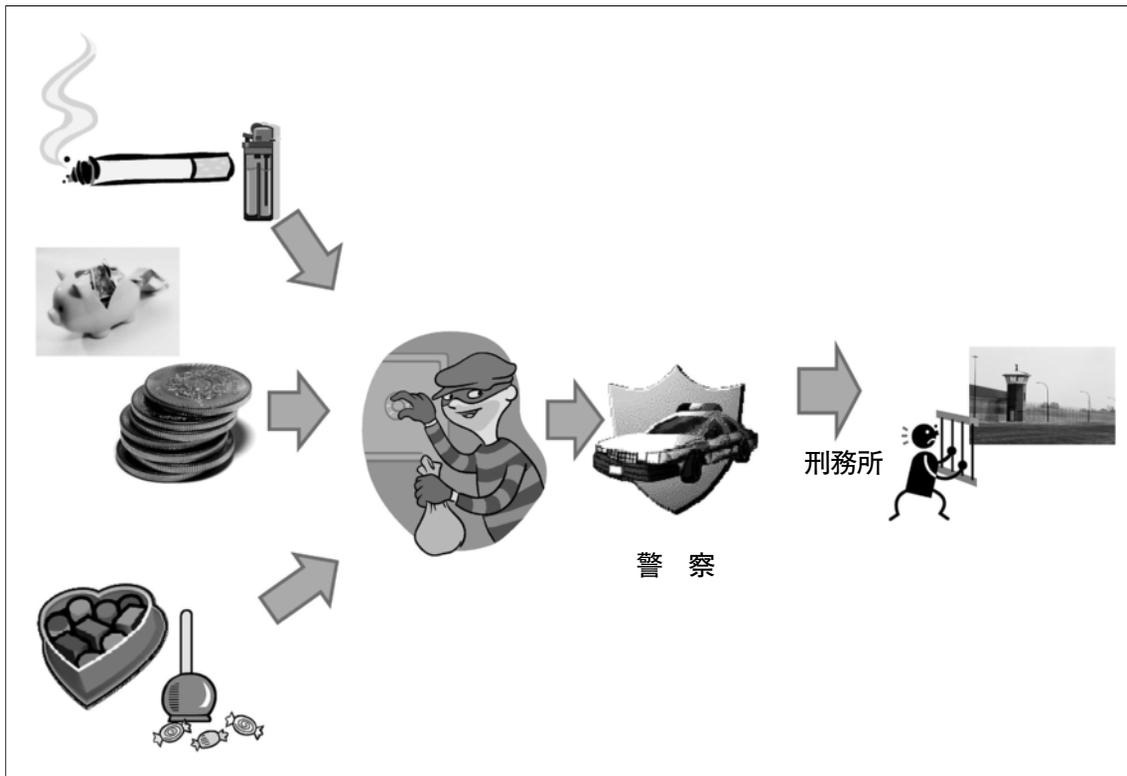
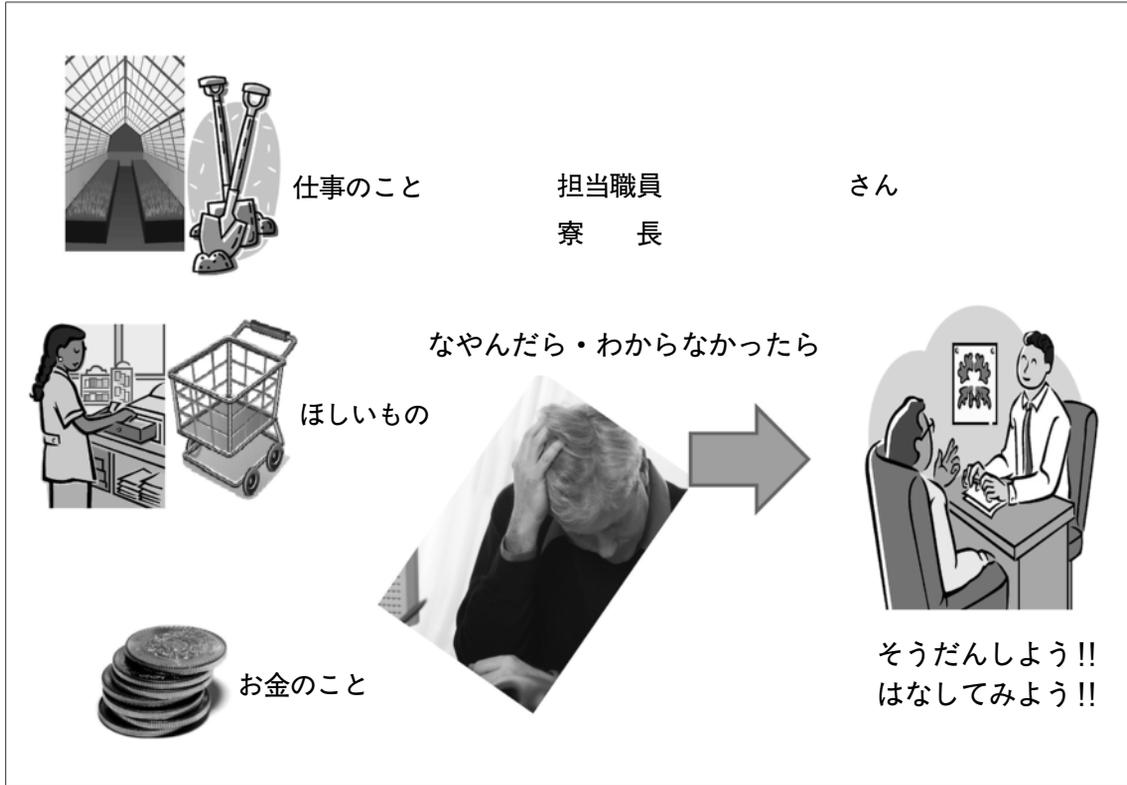


まずは深呼吸！



そうだしよう！！
はなしてみよう！！





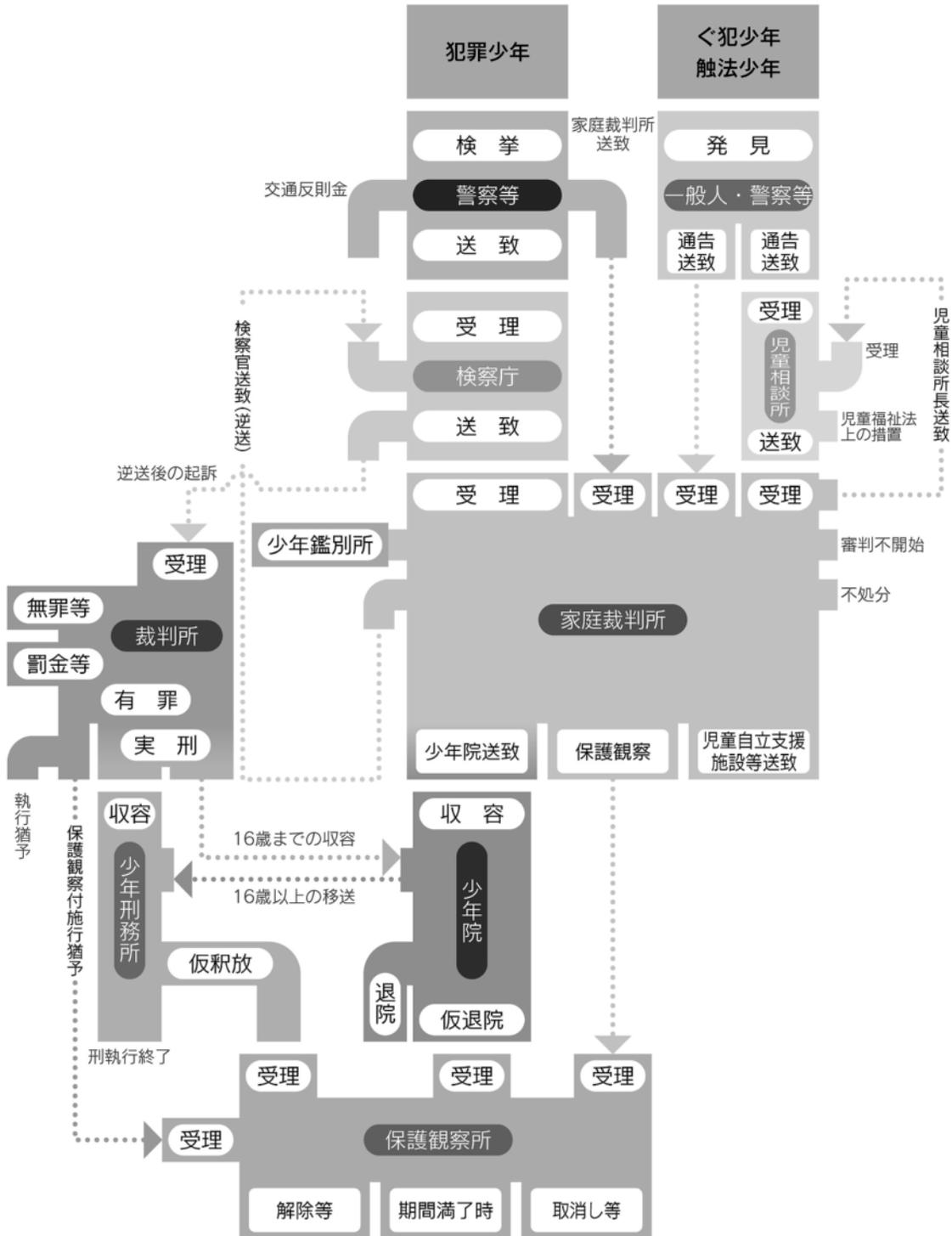
第 4 部

これだけは知っておきたい制度

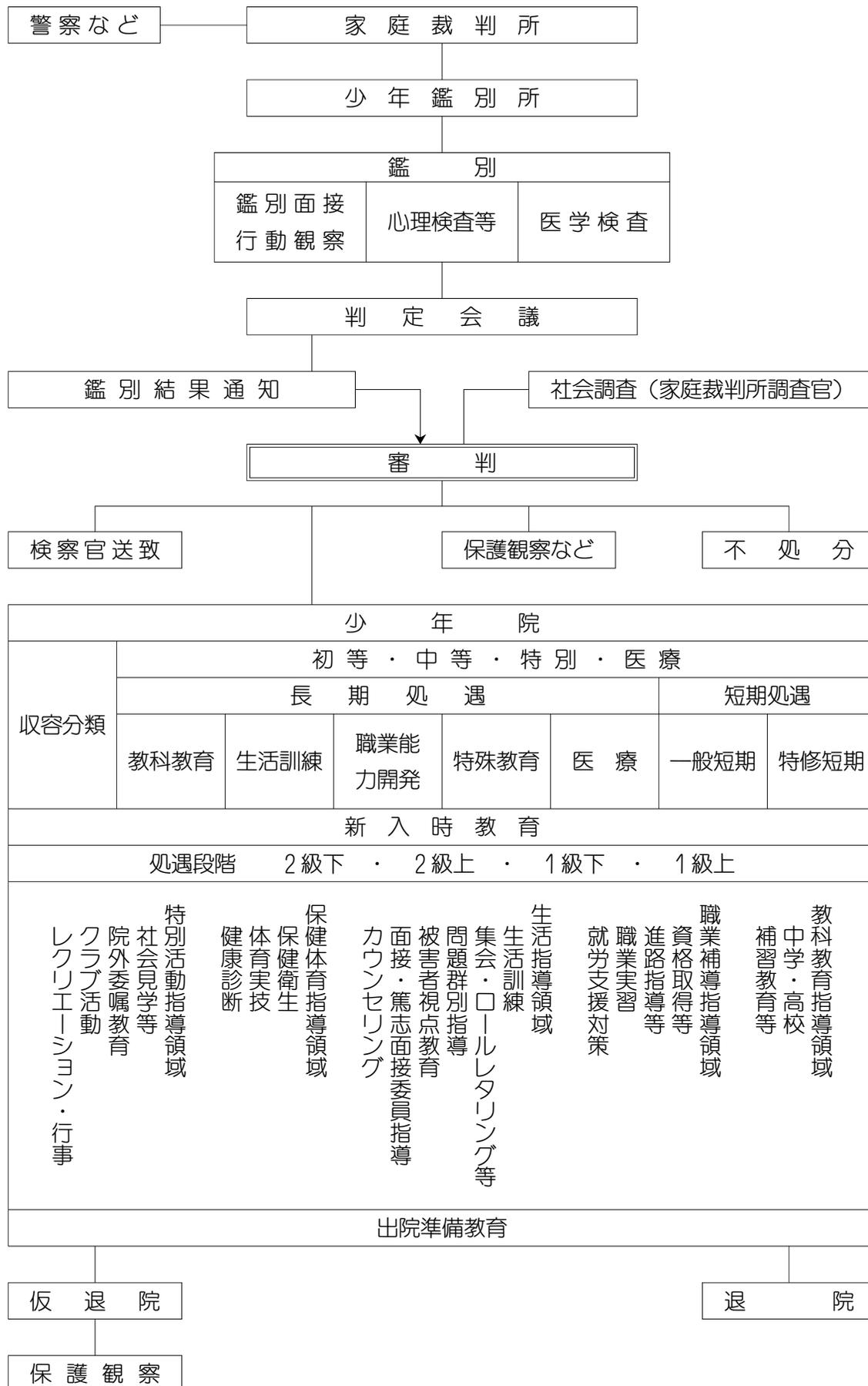
I 刑事司法手続き

1. 少年関係

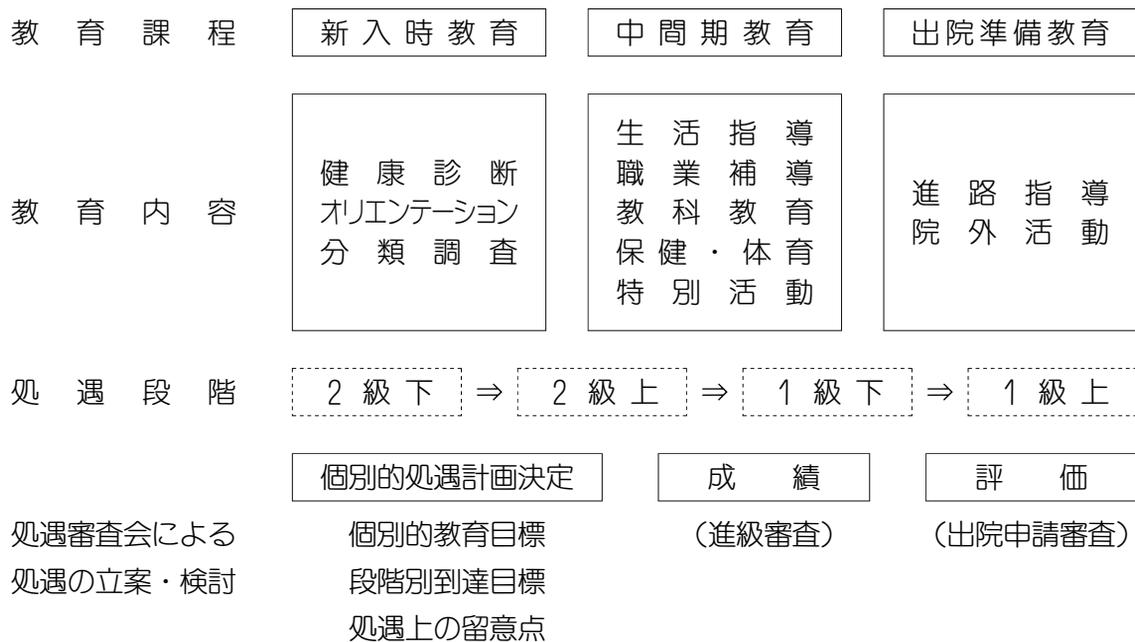
(1) 非行少年に対する手続きの流れ



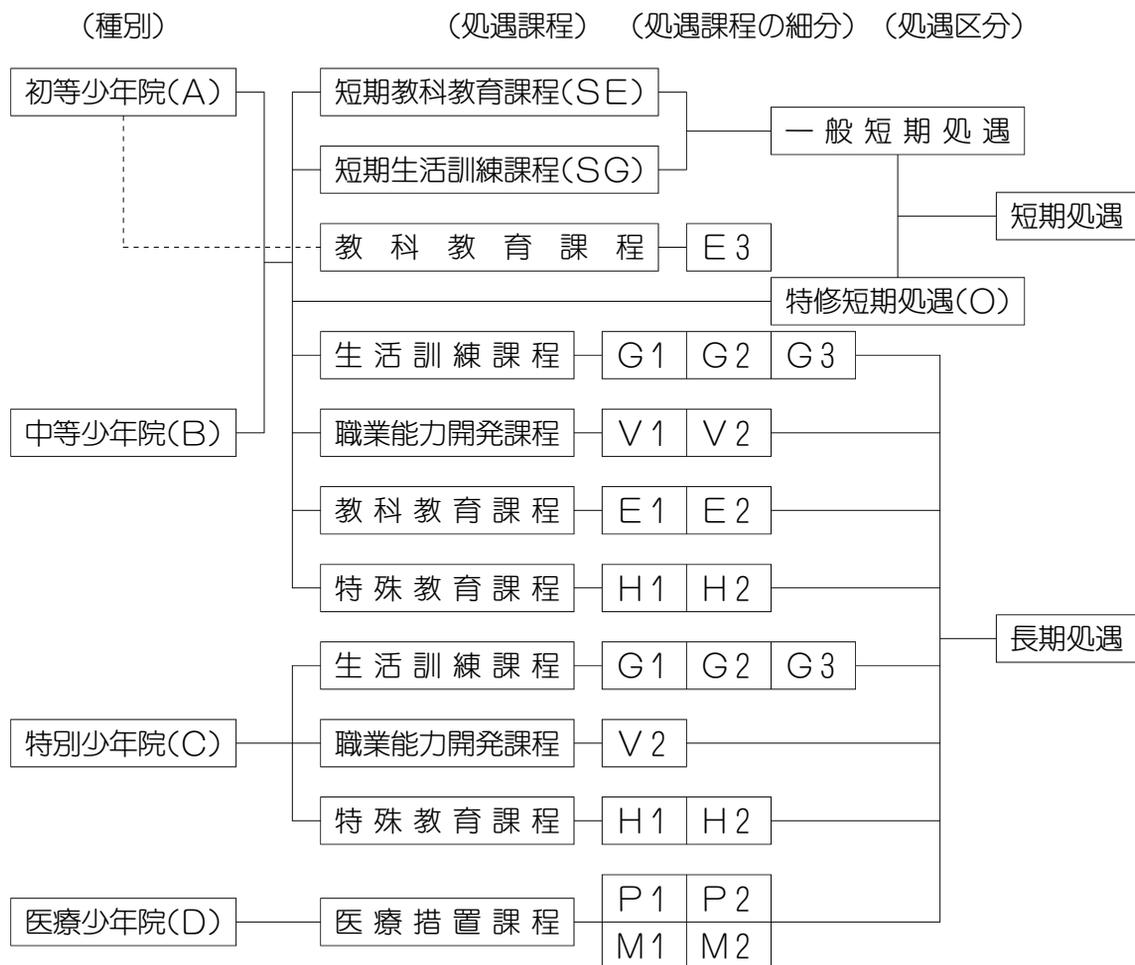
(2) 少年に関する手続きの流れ



(3) 少年院処遇の流れ (例)



(4) 少年院分類処遇制度



細分	対 象 者
G 1	著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者
G 2	外国人で日本人と異なる処遇を必要とする者
G 3	非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑、深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者
V 1	職業能力開発促進法に定める職業訓練（10ヶ月以上）の履修を必要とする者
V 2	職業能力開発促進法に定める職業訓練（10ヶ月未満）の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者
E 1	義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以降の最初の3月31日が終了した者
E 2	高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者
E 3	義務教育課程の履修を必要とするも者のうちし、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
H 1	知的障害者であつて専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のない者及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者
H 2	情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者
P 1	身体疾患者
P 2	肢体不自由等の身体障害のある者
M 1	精神病患者及び精神病の疑いのある者
M 2	精神病質者及び精神病質の疑いのある者

(法務省矯正局 「矯正の現状」法曹時報60巻5号 2008)

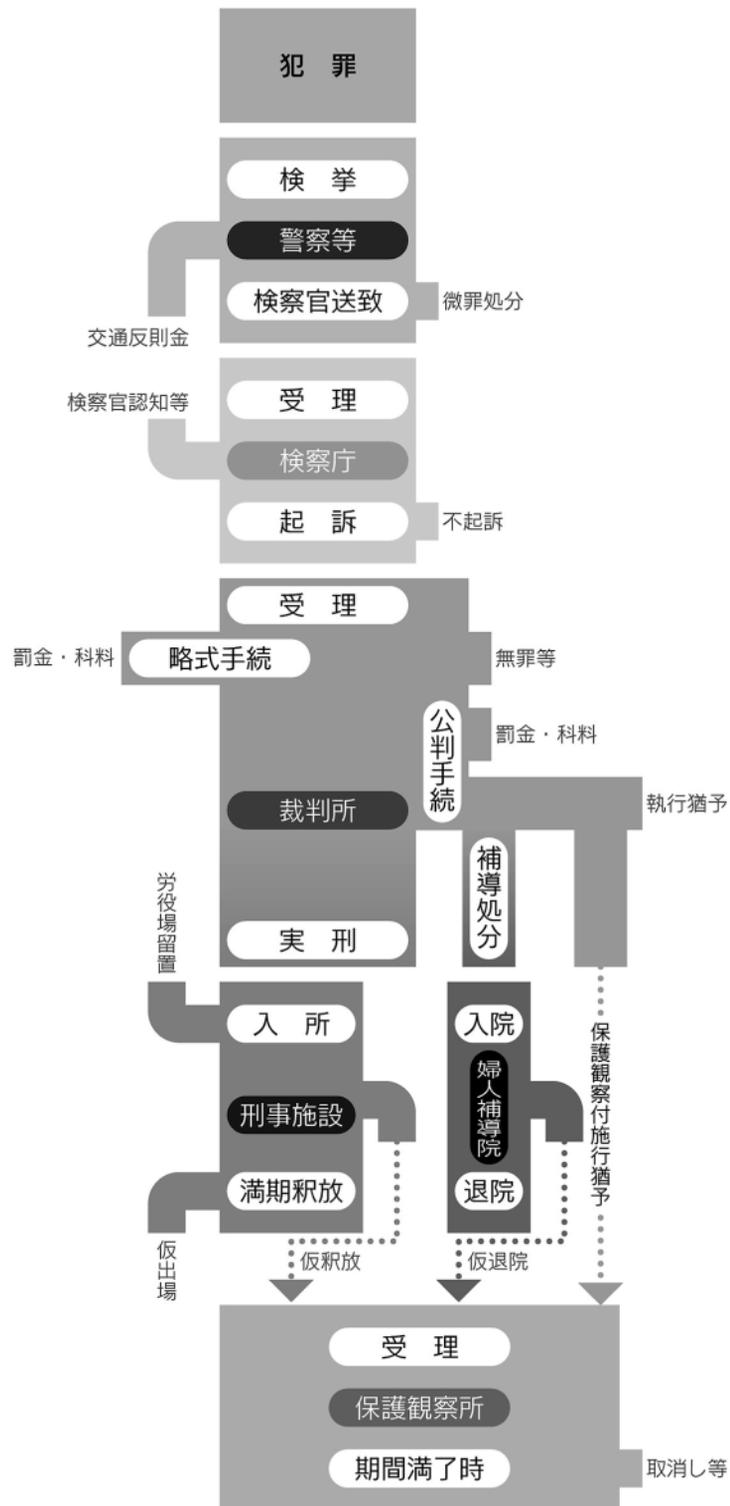
2. 成人関係

(1) 逮捕後の手続きの流れ

(警視庁ホームページ 2004.9.7)



(2) 刑事司法における犯罪者（成人）に対する流れ

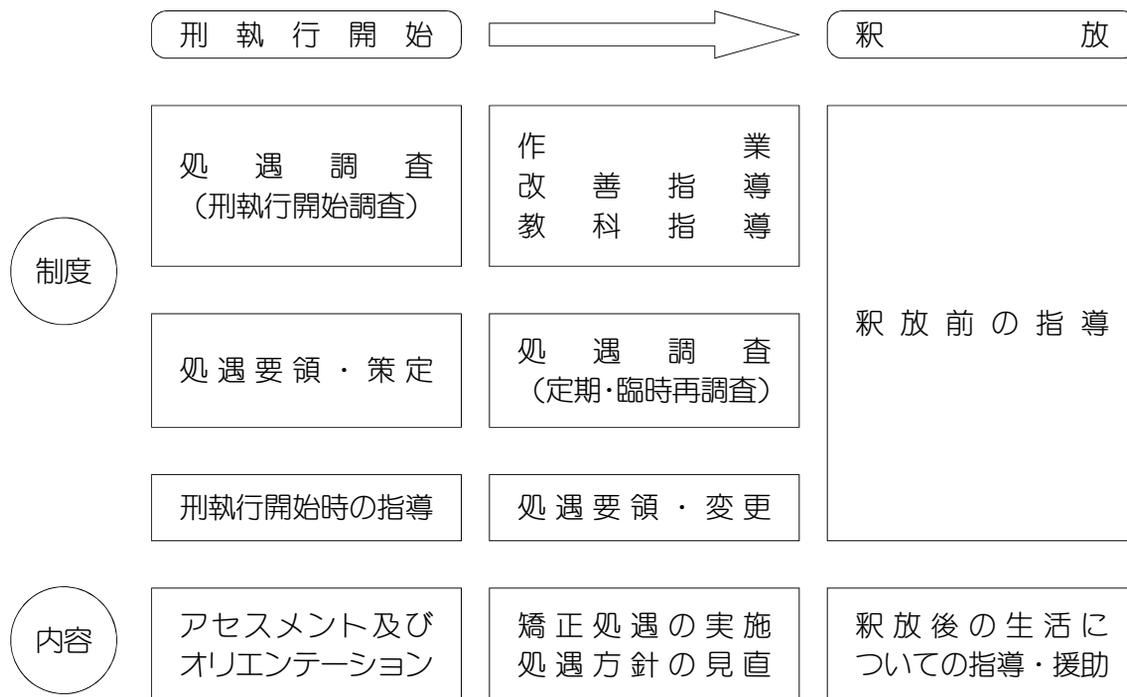


(3) 成人に関する手続きの流れ



(4) 受刑者処遇の流れ

(平成20年度版犯罪白書)



(5) 処遇指標の区分及び符号別人員

① 矯正処遇の種類及び内容

種類	内容		符号
作業	一般作業		V0
	職業訓練		V1
	一般改善指導		R0
改善指導	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
		就労支援指導	R6
教科指導	補習教科指導		E1
	特別教科指導		E2

②処遇の属性及び犯罪傾向の進捗

(平成21年12月31日現在)

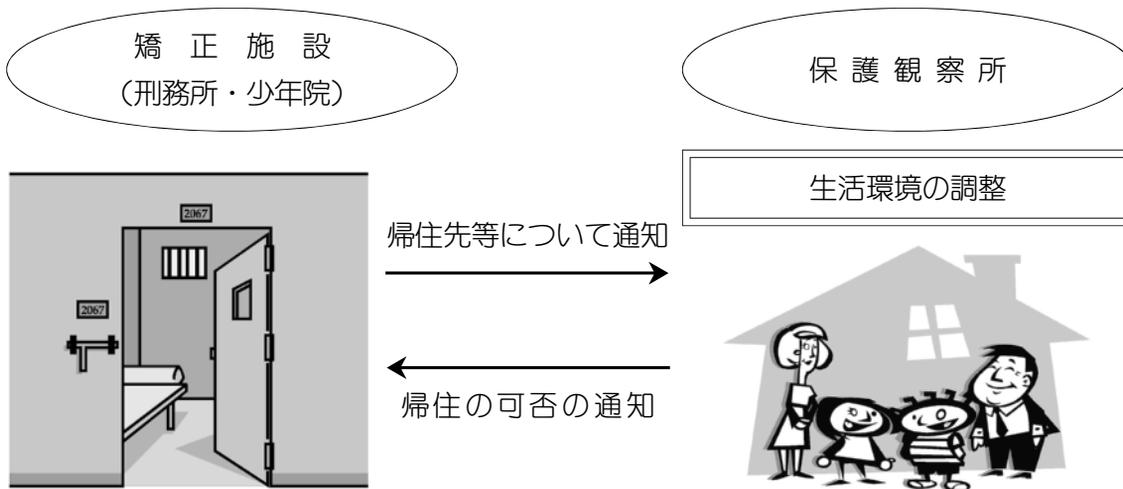
属性及び犯罪傾向の進捗	符号	人員
拘留受刑者	D	—
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt	—
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められた者	M	389
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められた者	P	360
女子	W	4,117
日本人と異なる処遇を必要とする外国人	F	2,722
禁固受刑者	I	245
少年院への収容を必要としない少年	J	20
執行すべき刑期が8年以上である者 ※	L	6,332
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人	Y	2,852
犯罪傾向が進んでいない者	A	14,447
犯罪傾向が進んでいる者	B	28,852

※平成22年1月1日より10年以上となった。

II 更生保護の制度

1. 矯正施設入所者と更生保護

矯正施設入所者の帰住先等の調整（生活環境の調整）



親族等から適切な援助が受けられず、本人が適当な帰住先等を申し出ることができない場合など出所後の帰住先等がない者であって、本人が希望する場合は更生保護施設等を帰住先として調整を行っています。またその者が高齢であるもの又は障害を有するものであって、福祉サービス等を受けることが必要で、かつ相当であると認められる等の要件を満たし、特別調整対象者に選定されたときは、地域生活定着支援センターと連携して帰住先の調整を行います。

2. 更生保護の社会資源

(1) 法務省保護局

仮釈放等、保護観察、更生保護事業、恩赦、犯罪予防活動、精神保健観察及び犯罪被害者等施策に関する企画・立案などの事務を行っています。

(2) 地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置されています。

- ①仮釈放及び仮出場の許可並びに仮釈放の取消し
- ②不定期刑の終了
- ③少年院からの仮退院及び退院の許可
- ④その他法律に定められた事務

に関する権限を有する合議機関で、3人以上15人以下の委員で構成されています。

(3) 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護及び精神保健観察の第一線の実施機関として、

- ①保護観察
- ②生活環境の調整
- ③更生緊急保護
- ④恩赦の上申
- ⑤犯罪予防活動
- ⑥精神保健観察
- ⑦犯罪被害者等施策

などの事務を行っています。

(4) 更生保護を担う職員

◆保護観察官

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき保護司との協働態勢で、犯罪や非行をした人たちに対して社会生活の中で指導・監督及び補導援護を実施しているほか、犯罪非行の予防に関する事務などを行っています。

◆社会復帰調整官

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき処遇に従事する専門職員として保護観察所に配置される国家公務員で、精神保健福祉士の有資格者などから採用されます。

精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識に基づき、心神喪失者等医療観察法による地域ケアのコーディネーターとして、同法の対象となる精神障害者の継続的な医療の確保と社会復帰の促進に関する事務などを行います。

(5) 更生保護の民間の担い手

◆保護司

保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、地域社会から選ばれた社会的信望の厚い方々です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、本人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。

このような保護司は、全国に約4万9,000人います。

■保護司ひとくちメモ■

保護司組織（保護司会、保護司会連合会）保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

また、各保護観察所及び地方更生保護委員会に対応して保護司会連合会及び地方保

護司連盟があり、さらに、全国を統括する社団法人全国保護司連盟が組織されています。

◆更生保護施設

更生保護施設は、刑務所から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがない人や、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなど適当な住居のない人を宿泊させて、食事の提供、生活指導、職業補導などを行い、自立を援助することで、その再犯、再非行の防止に貢献しています。更生保護施設は、現在、全国で104施設あります。全て民間の非営利団体によって運営されており、うち101施設は法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である更生保護法人によって運営されています。その他3施設は、社会福祉法人、NPO法人、社団法人によって運営されています。

◆更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。全国で約19万人おり、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

◆BBS会

BBS（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。

近年では、児童福祉施設における家庭教師派遣活動や児童館における子供とのふれあい行事等も実施しています。

◆協力雇用主

犯罪や非行をした人が立ち直るためには、就労し、生活の安定を図ることが大変重要ですが、こうした人々は、その前歴ゆえに定職に就くことが必ずしも容易ではありません。

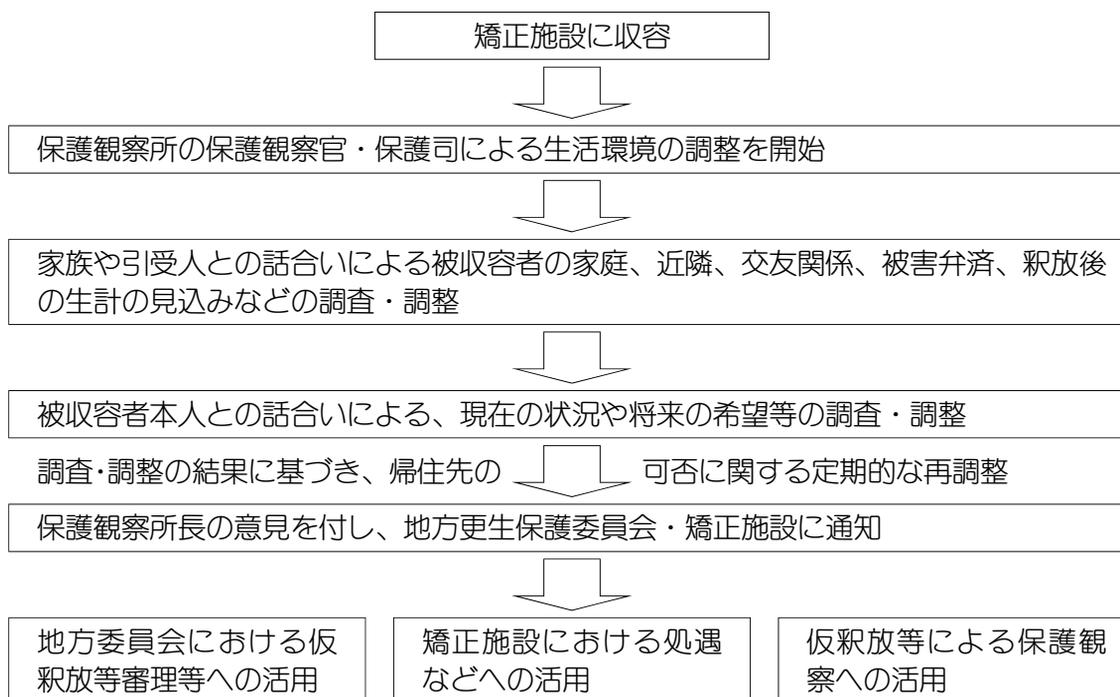
協力雇用主は、こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者です。

現在、全国に約8,600の協力雇用主がいます。

多くの事業者の方々に協力雇用主になっていただき、犯罪や非行をした人の就労を一層確保していくために、厚生労働省との連携のもと、平成18年度から「刑務所出所者等に対する総合的就労支援事業」を実施しています。

3. 生活環境の調整

生活環境の調整は、刑務所や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の住居や就業先などの帰住先環境を調査・調整し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料とするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



4. 仮釈放等

(1) 仮釈放等の種類

- 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設等に収容されている者に対する仮釈放
- 保護処分の執行のため少年院に収容されている者に対する少年院からの仮退院
- 補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者に対する婦人補導院からの仮退院
- 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者に対する仮出場

仮釈放や少年院からの仮退院などを許すかどうかは、全国に8つある地方更生保護委員会が判断します。その許可の基準等は次のとおりとされています。

(2) 仮釈放等の許可基準

① 仮釈放

地方更生保護委員会は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者に改悛の情があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一、無期刑については10年を経過した後、決定をもって、仮釈放を許す処分をすることができます（刑法第28条、更生保護法第39条第1項）。

この「改悛の状」は、「仮釈放を許す処分は、(中略) 悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない。」と法務省令で規定されてます。

②少年院からの仮退院

地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、次の場合、決定をもって、仮退院を許します。

- ・ 処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき
- ・ 処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護観察も付することが改善更生のために特に必要であると認めるとき

5. 保護観察

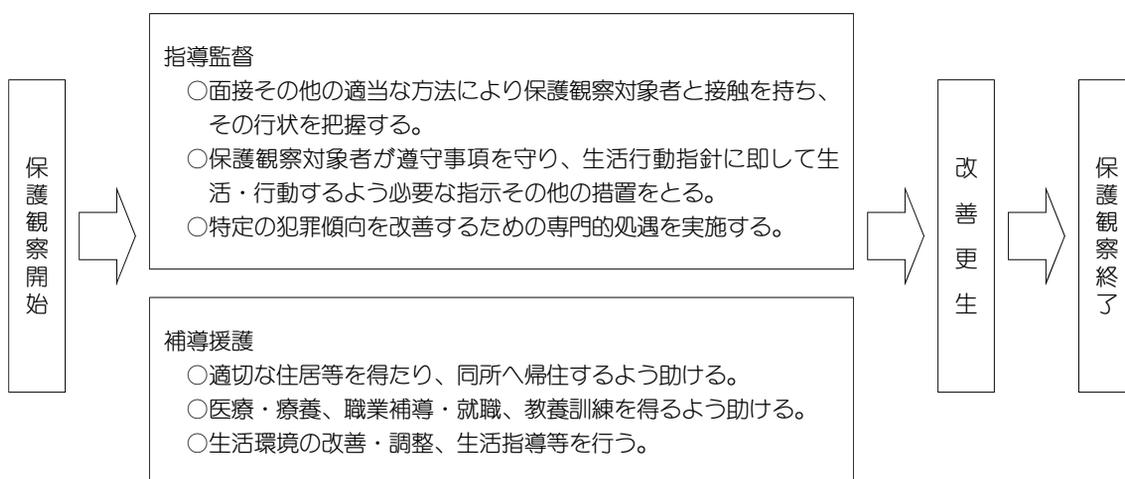
(1) 保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として改善更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がその対象となります。

号種	保護観察対象者	保護観察期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は20歳に達するまでに、2年に満たない場合は2年間
2号観察	少年院から仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設から仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院から仮退院を許された人	補導処分の残期間

(2) 保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



6. 応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続き等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対 象	期 間	措置の内容
応急の救護	保護観察中の人で、健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事又は食費の給与 ・ 医療及び療養の援助 ・ 帰住の費用 ・ 金品の給付 ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

* 措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

7. 更生保護施設

(2010. 森山)

更生保護施設とは

犯罪や非行をした人で、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由ですぐに自立更生できない人たちを一定期間保護し、円滑に社会復帰ができるよう、様々な指導や援助をする民間の施設。

- 生活基盤の提供（宿泊場所・食事の提供）
- 社会生活に適応するための生活指導
- 貯蓄や金銭管理の指導
- 就労に向けた指導や援助
- 更生保護施設退所後の住居の調整指導
- 福祉や医療機関への橋渡し

全国の更生保護施設の状況

■ 全国に104施設（平成23年2月1日現在）

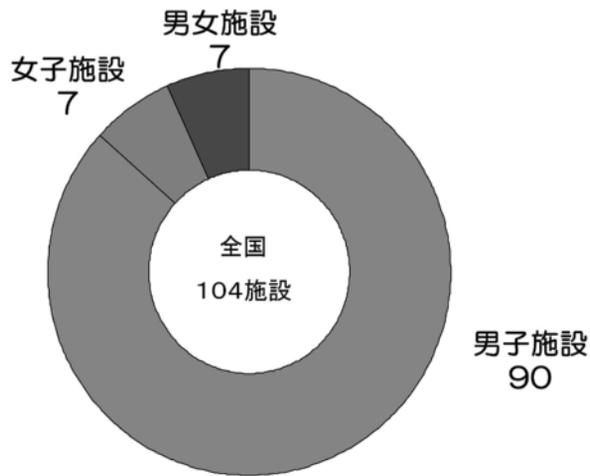
- 法務大臣の認可を受けた民間施設
- すべての都道府県に設置、101施設は更生保護法人によって運営。
- 東京には20施設ある。
- 近年、社会福祉法人、NPO 法人、社団法人の3施設が新たに認可を受けている。

■ 収容定員：2,329人

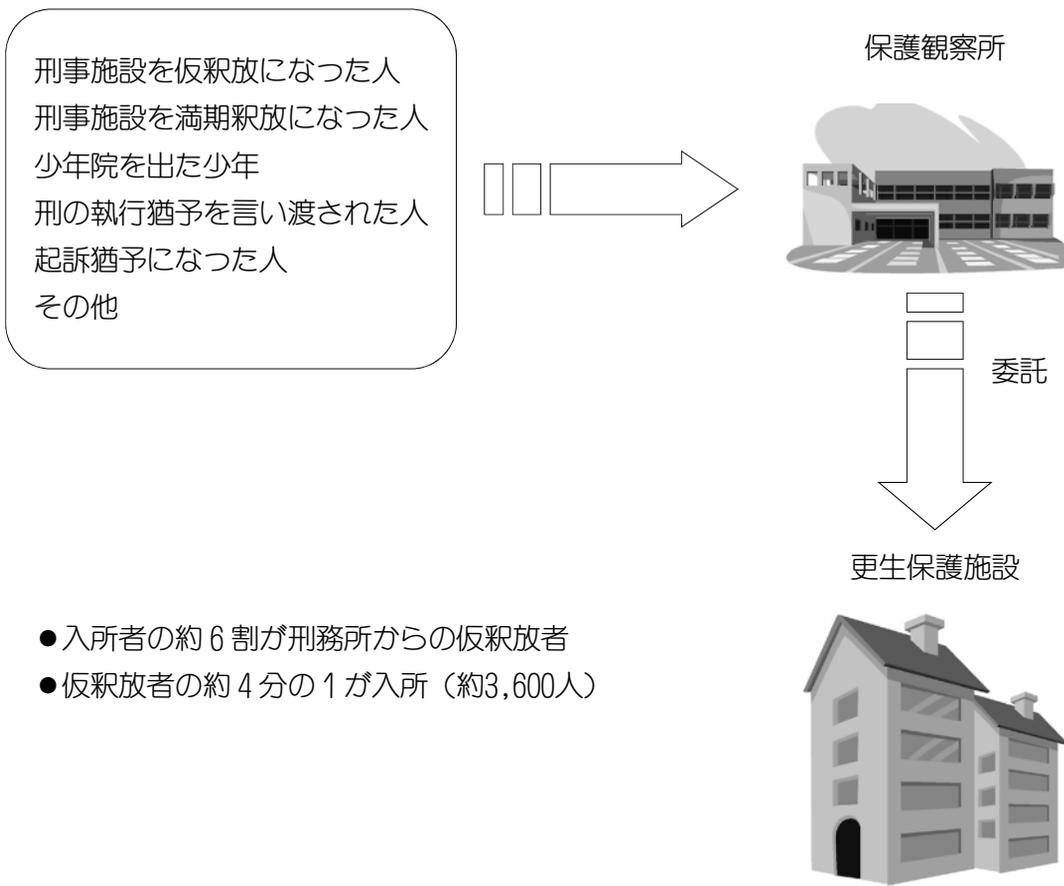
■ 約4分の3の施設が定員20人以下で、その多くは職員が4人体制

■ 原則として、就労自立が見込めること、通常の世界生活が営めること、が受入れの前提となっている

更生保護施設の数



更生保護施設に入所する人



- 入所者の約6割が刑務所からの仮釈放者
- 仮釈放者の約4分の1が入所(約3,600人)

在所期間

■保護観察に付されている場合

保護観察期間内で、保護観察所長が委託期間を決定する

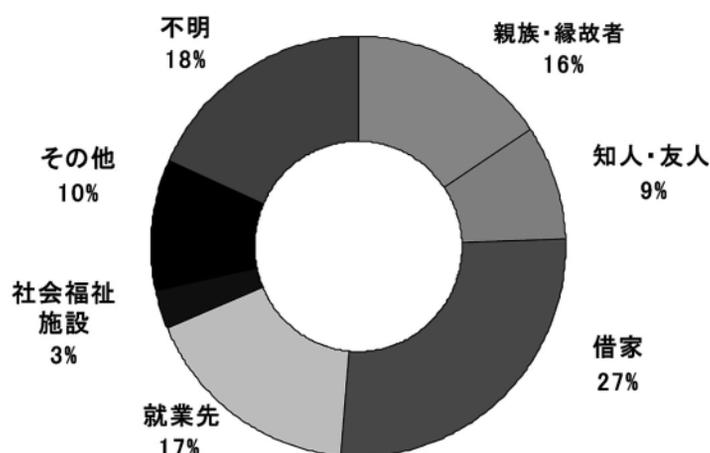
■保護観察に付されていない場合（更生緊急保護）

身柄の拘束が解かれてから原則6ヶ月の範囲内で保護観察所長が委託期間を決定する

■平均在所日数：78.5日（平成21年度）

※平成元年度は約63日

退 所 先



（平成21年度）

8. 指定更生保護施設における特別処遇の概要

❖更生保護施設における処遇の基準

- 1 被保護者の人権に十分に配慮すること。
- 2 被保護者に対する処遇の計画を立て、常に被保護者の心身の状態、生活環境の推移等を把握し、その者の状況に応じた適切な保護を実施すること。
- 3 被保護者に対し、自助の責任の自覚を促し、社会生活に適応するために必要な能力を会得させるとともに、特に保護観察に付されている者に対しては、遵守すべき事項を守るよう適切な補導を行うこと。
- 4 その他法務省令で定める事項→更生保護施設の処遇の基準等に関する規則



- 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は身体・知的・精神障害があると認められる。
- 適当な住居がない。
- 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められる。

指定された更生保護施設（57施設）に配置される福祉職員が中心となって、特別処遇を実施（保護観察所長からの委託に基づく）。

- 高齢又は障害の特性に配慮した、社会生活に適応するための指導
- 医療福祉機関と連携した、健康維持のための指導、助言
- 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
 - ・ 地域生活定着支援センター等に対する情報の伝達
 - ・ 生活保護申請の支援等、更生保護施設退所後の生活基盤の調整

福祉職員とは

- 社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する者
- 福祉及び保健等の実務に5年以上従事した者
- その他福祉職員としての業務遂行に必要な知識、経験又は資格を有する者

III 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援

1. 政府全体の計画

(1) 犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008

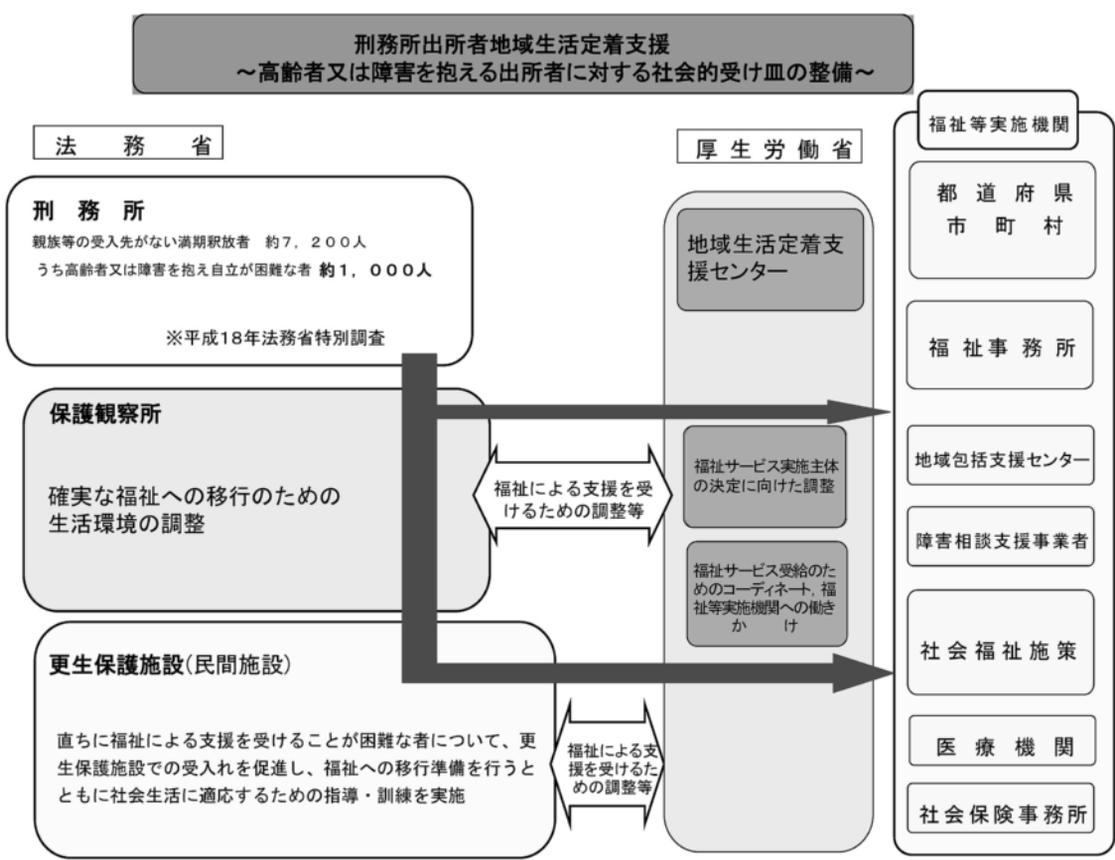
❖犯罪者を生まない社会の構築

刑務所出所者等の再犯防止

福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施

高齢・障害等により、自立が困難な刑務所出所者等が出所後直ちに福祉サービスが受けられるようにするため、刑務所等の社会福祉士等を活用した相談支援体制を整備するとともに、「地域生活定着支援センター（仮称）」を都道府県の圏域ごとに1か所設置し、各都道府県の保護観察所と協働して、社会復帰を支援する。

また、帰住先が確定しないなどの理由により出所後直ちに福祉による支援が困難な者について、更生保護施設への受入れを促進し、福祉への移行準備及び社会生活に適應するための実効性ある指導・訓練を実施する。



(2) 『障害者基本計画』(平成14年12月24日閣議決定)

(抜粋)

IV 推進体制等

1 重点施策実施計画

重点的に取り組むべき課題について、基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定めた重点施策実施計画を策定し実施する。重点施策実施計画を策定したときは、速やかに公表し、広く関係者に周知を図るとともに、その進捗よく状況を継続的に調査して公表する。

『重点施策実施5か年計画』(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)

(抜粋)

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

2 生活支援

①利用者本位の生活支援体制の整備

○矯正施設に入所している障害者等の地域生活支援の推進

厚生労働行政と法務行政が連携を図り、矯正施設に入所している障害者等について、相談支援事業を活用することなどにより、社会復帰に向けた地域生活支援を推進する。

2. 法務省における施策

(2010 法務省資料提供)

(1) 矯正施設における取り組み

[福祉スタッフの配置状況(平成22年度)]

刑事施設67庁に社会福祉士を配置(うち8庁は精神保健福祉士も配置)
少年院3庁に、社会福祉士、2庁に精神保健福祉士を配置

[福祉スタッフの業務]

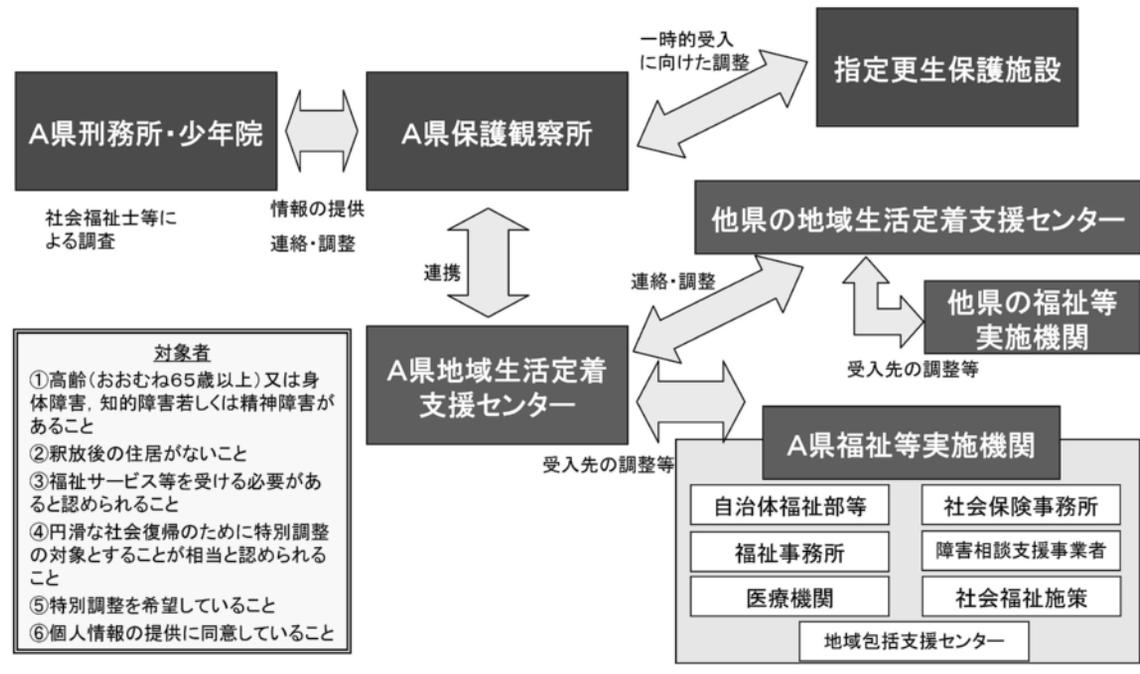
- ・福祉サービスを必要とする者の選定及び福祉ニーズの把握等、高齢又は、障害により自立が困難な受刑者の社会復帰支援に関する業務(保護観察所及び地域生活定着支援センターと連携して実施)
- ・疾病等のため出所直ちに医療や福祉サービスが必要な受刑者の出所時の保護に関する業務
- ・福祉に関する相談・助言、講話など福祉上の専門性を要する業務

コメント

- 社会福祉士が矯正施設に配置されたことで、地域生活に必要な福祉サービスの受給手続きの知識があり、福祉サイドとの連携がとりやすい
- 家族など帰住先となる場所があっても、本人を支えるだけの力量があるかどうかにより、福祉サイドへの連携がとりやすい

両親の家が帰住先となつている場合があるが、家族関係そのものが犯罪にいたつた要因となつていることがあり、療育・保護能力がなかったり、本人を拒否する傾向が強いなど、保護観察所により帰住先として不適切と判断される場合があります。

(2) 特別調整の概要



(3) 更生保護における取り組み

【保護観察所の取組】

- ・保護観察所に特別調整に係る生活環境の調整を担当する保護観察官(「特別調整担当官」という。)を配置
- ・保護観察所所在地の地域生活定着支援センターとの具体的な福祉への移行に向けた調整
- ・更生保護施設での一時的受入れ

【更生保護施設の取組】

- ・全国104の更生保護施設のうち、高齢又は障害により自立が困難な出所者等の一時的受入れを行う施設として57施設を指定
- ・指定を受けた更生保護施設では、直ちに福祉による支援を受入れることが困難な者について一時的に受入れ、福祉の専門資格等を有するスタッフが中心となり、福祉への移行準備等を実施

(4) 連絡協議会について

【設置目的】

親族等からの援助が受けられず、高齢であるため、又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等に対し、保護又は生活環境の調整、保護観察若しくは更生緊急保護の実施に当たって、介護、医療、年金、その他の福祉サービス等が得られるよう、関係機関において平素から必要な情報交換を行うとともに、連携を確保すること

【構成（予定）機関】

刑事施設等、保護観察所、地域生活定着支援センター、都道府県の福祉関係部局、保護観察所所在地及び更生保護施設所在地の市区福祉関係部局等

【開催時期等】

都道府県単位で開催。毎年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時開催



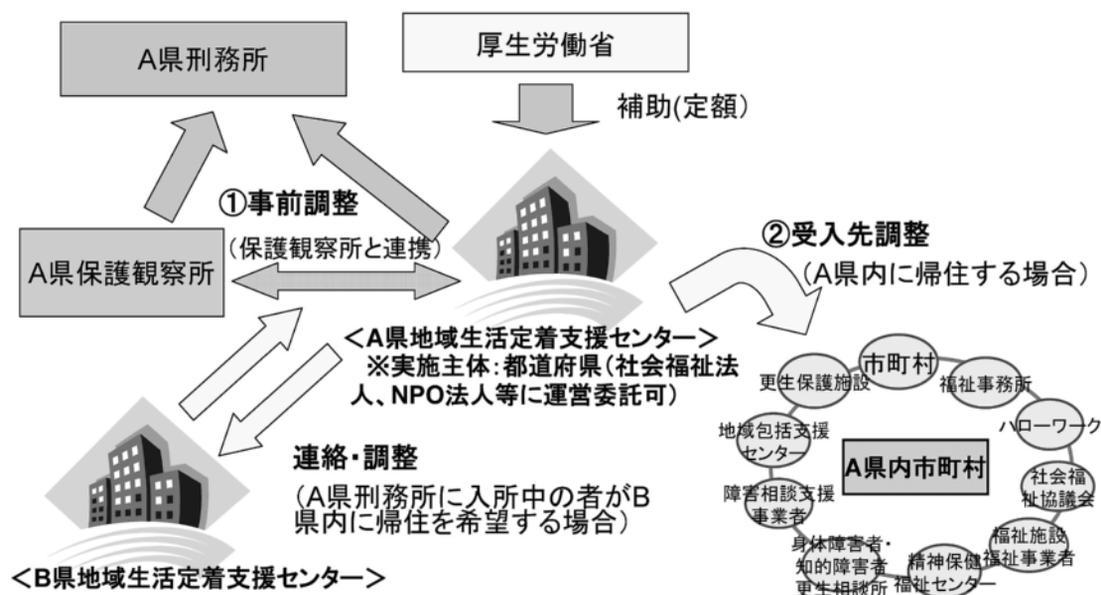
- 構成機関としては、都道府県によってはこの他に、福祉サービスの提供者となる高齢・知的・精神・身体障害福祉事業者団体への参加を呼びかけられています。
- また、保護観察所や地域生活定着支援センター主催で福祉事業者を対象とした事業説明会が開催され、協力要請が行われています。
- 援護の実施者の決定をスムーズに進めるための方策
受刑前の居住・福祉制度受給実態が確認できないことでの、援護の実施者となる区市町村が決まらず、福祉サービスの受給が遅れる。

3. 厚生労働省における施策

(1) 地域生活定着支援センターの概要

矯正施設退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センターを、各都道府県に設置する。

地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、①退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等の事前調整を行う役割（矯正施設所在地において果たす役割）と、②退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う役割（帰住予定地において果たす役割）の2つの役割を併せ持つ。



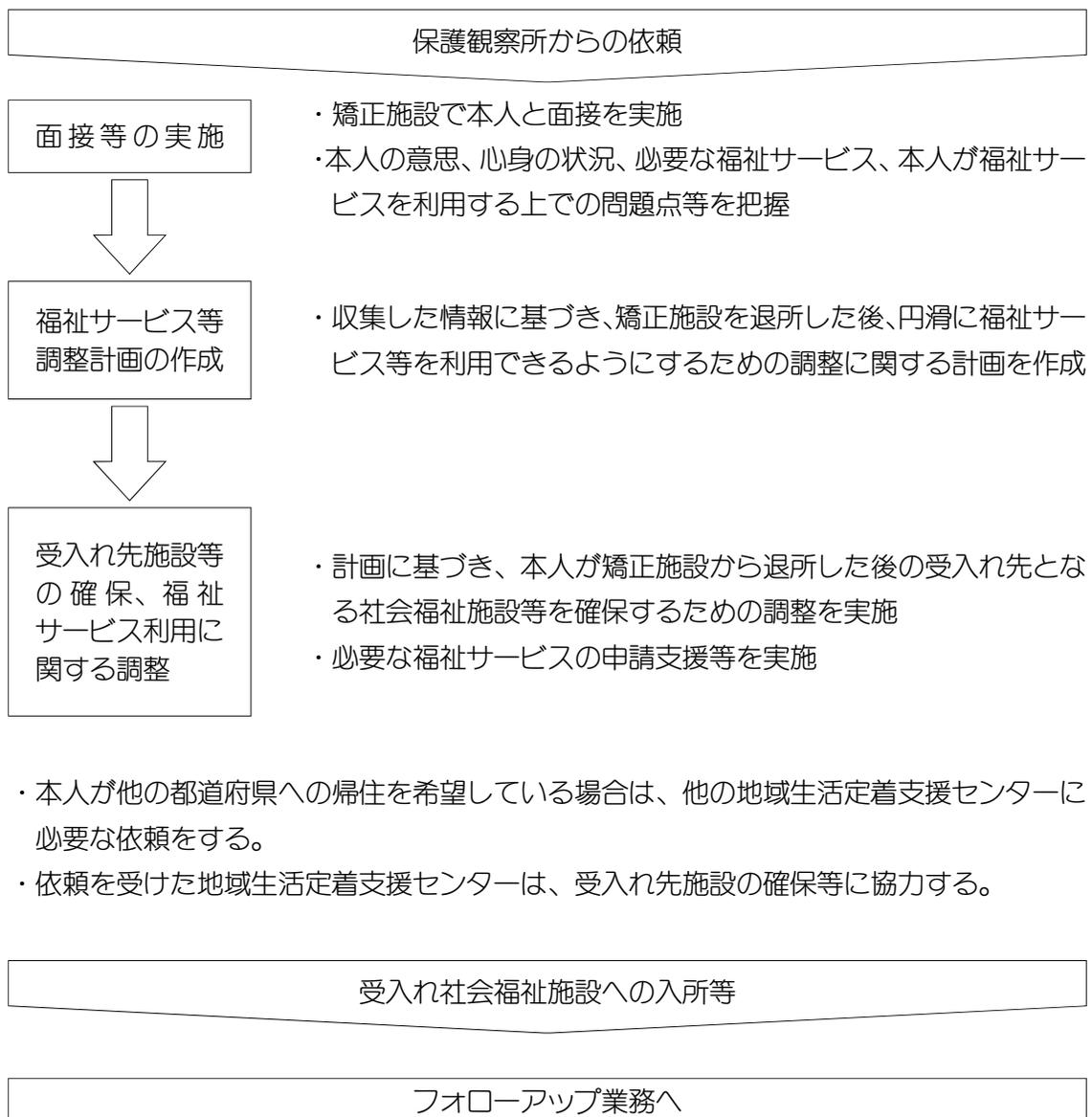
(2) 地域生活定着支援センターの業務内容

- ①コーディネート業務（特別調整対象者への支援協力）
- ②フォローアップ業務
- ③相談支援業務
- ④福祉関係機関及び地域住民への啓発活動

①コーディネート業務

～保護観察所の生活環境調整（特別調整）への協力～

- コーディネート業務は、保護観察所が行う生活環境調整に対する協力として行うもので、高齢又は障害を有する矯正施設入所者のうち、引受人や退所後の住居のない人を主な対象とする。
- これらの人々に対するコーディネート業務は、矯正施設所在地の保護観察所からの依頼を受け、対応する都道府県の地域生活定着支援センターが次の手順で行う。



②特別調整対象者となる要件

- ①高齢者（おおむね65歳以上をいう。以下同じ）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- ②釈放後の住居がないこと。
- ③高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- ④円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- ⑤特別調整の対象となることを希望していること。
- ⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

③フォローアップ業務

～斡旋した施設等へのアフターケア～

- フォローアップ業務は、コーディネート業務の調整により矯正施設退所者を受入れた社会福祉施設等に対して、その所在する都道府県に置かれた地域生活定着支援センターが本人の処遇、本人の福祉サービスの利用者等について、助言等を行うものである。
- 本人が受入れ先施設等の利用を開始したときを契機として、必要な期間、実施する。

④相談支援業務

～矯正施設を退所した人に係る福祉的な助言等～

- 相談支援業務は、矯正施設退所者の福祉サービスの利用等に関して、本人又は家族、社会福祉事務所、地方公共団体、更生保護施設その他の関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うものである。
- 相談支援業務の対象には、矯正施設入所中にコーディネート業務の支援対象者であった者も含む



○合同支援会議の有効性

受刑中における福祉サービス利用・調整・個別支援計画の策定に大きな意義があります。

- 地域生活定着支援センターの機能として、地域で生活するための支援チームづくりも大きな役割となっています。

(3) 地域生活移行個別支援特別加算

地域生活移行個別支援特別加算額

○共同生活介護サービス費（ケアホーム）

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき 6,700円加算
----------------	----------------

○共同生活援助サービス費（グループホーム）

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき 6,700円加算
----------------	----------------

○生活訓練（宿泊型自立訓練）サービス費

地域生活移行個別支援特別加算	1日につき 6,700円加算
----------------	----------------

○施設入所支援サービス費

地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）	1日につき 120円加算
地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）	1日につき 3,060円加算

地域生活移行個別支援特別加算の取扱い

(共同生活介護サービス費、共同生活援助サービス費、生活訓練（宿泊型自立訓練）サービス費)

(一) 対象者の要件

地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設（刑務所、留置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下「退所等」という。）の後、3年を経過していない者であつて、保護観察所との調整により、指定共同生活介護事業所を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、指定共同生活介護を利用することになった場合、指定共同生活介護の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

(二) 施設要件

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。

なお、こうした支援体制については、自立支援法協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議していくことが望ましい。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(三) 支援内容

加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

- ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門支援（教育又は訓練）が組み込まれた、共同生活介護計画の作成
- イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ウ 日常生活や人間関係に関する助言
- エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- オ 日中活動の場における緊急時の対応
- カ その他必要な支援

地域生活移行個別支援特別加算の取扱い
(施設入所支援サービス費)

(一) 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）

加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業員に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な人員を確保することが可能な体制、有資格者による指導体制及び精神科を担当とする医師により月２回以上の定期的な指導体制が整えられていること。

また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

(二) 地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）

ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、医療観察法に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３年を経過していないものであって、保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。

なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所との調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。

イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。

(ア) 本人の関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成

(イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催

(ウ) 日常生活や人間関係に関する助言

(エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援

(オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応

(カ) その他必要な支援